

障害者控除の資料

目 次

1. 名古屋市	1
2. 豊橋市	6
3. 岡崎市	8
6. 半田市	10
8. 豊川市	13
9. 津島市	15
10. 碧南市	17
11. 刈谷市	18
12. 豊田市	21
14. 西尾市	24
15. 蒲郡市	25
17. 常滑市	28
18. 江南市	31
24. 知多市	36
26. 尾張旭市	37
28. 岩倉市	39
29. 豊明市	43
30. 日進市	46
33. 清須市	48
37. あま市	50
39. 東郷町	52
40. 豊山町	60
42. 扶桑町	61
43. 大治町	63
44. 蟹江町	64
47. 東浦町	65

<介護保険外サービス>

5 生活援助軽サービス事業

対 象 者	在宅で日常生活上の援助を必要とする次のいずれかの世帯に属する方 ① 65歳以上のひとり暮らし世帯 ② 65歳以上の方のみの世帯 ③ 65歳以上の方と障害者の方のみの世帯 ④ 65歳以上の方と18歳未満の方のみの世帯
サービス内容	シルバー人材センターの会員が、屋内の整理整頓、季節の衣類の入替え、窓ガラス拭き、耐震留具・火災警報器の取付け等、臨時的で軽易な援助を行います。 ※ 上記以外にも、要望にお応えできる場合がありますので、詳しくはシルバー人材センター各支部へお問い合わせください。
利用回数等	1世帯 年度内4回まで、2時間以内/回、利用料170円/回(別途、材料費等の実費負担あり)※1回あたり、1種類の作業で、1人での作業が2時間以内にできる作業が対象です。
窓 口 等	・ご利用にあたっては、あらかじめ利用者登録が必要となります。 ・利用者登録は、シルバー人材センター各支部にて電話で受付けます。 東部支部(昭和・瑞穂・緑・天白区) ☎842-4694 西部支部(北・西・中村・中区) ☎524-2181 南部支部(熱田・中川・港・南区) ☎671-3161 北部支部(千種・東・守山・名東区) ☎938-3628

<その他>

6 高齢者の所得税の障害者控除

内 容	所得税の納税義務者本人又は、納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族が年齢65歳以上で、ねたきりや認知症のため次の表の①～③に該当し、社会福祉事務所長の認定を受けた場合は、所得税の障害者控除の対象となります。		
	区分	障害者	特別障害者
	対象者	①知的障害者(軽度・中度)に準ずる方	②知的障害者(重度)に準ずる方 ③6か月以上ねたきりで、食事・排泄等の日常生活に支障がある方
	控除額	所得金額から27万円が控除されます。	所得金額から40万円が控除されます。
	※ 同居している扶養親族又は控除対象配偶者が特別障害者に該当する場合は、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算した額が所得金額から控除されます。		
窓 口	お住まいの区の区役所福祉課(支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課)		
※上記①～③の認定基準と要介護認定の基準は異なりますが、要介護の認定を受けられた方は控除認定の対象となる場合があります。 ※市民税・県民税についても高齢者の障害者控除があります。			

ねたきり・認知症の方へ税の優遇制度のお知らせ

障害者控除をご存知ですか？

障害者手帳をお持ちの方などは、所得税や市・県民税を算定する際に、障害者控除として、次の表の額が所得金額から控除されます。

障害者	特別障害者
所得税：27万円控除 市・県民税：26万円控除	所得税：40万円控除 市・県民税：30万円控除

※同居している扶養親族又は控除対象配偶者が特別障害者に該当する場合は、障害者控除の額に35万円（市・県民税については23万円）を加算した額が、所得金額から控除されます。

ねたきり・認知症の方で、障害者手帳をお持ちでない場合は…

65歳以上の方で次の表の①～③に該当し、社会福祉事務所長の認定を受けた場合は、障害者控除の対象になります。

障害者	特別障害者
①知的障害者(軽度・中度)に準ずる方	②知的障害者(重度)に準ずる方 ③6ヵ月以上寝たきりで食事・排泄等の日常生活に支障がある方

認定された方には、「障害者控除対象者認定書」を発行します。
税務署等へ認定書を提示し申告することで、控除を受けることができます。

認定の申請、お問い合わせは…

お住まいの区の区役所福祉課（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課）へお問い合わせください。

千種区役所 753-1834 東区役所 934-1193 北区役所 917-6531 北区楠支所 901-2269
西區役所 523-4598 西区山田支所 501-4975 中村区役所 453-5367 中区役所 265-2323
昭和区役所 735-3912 瑞穂区役所 852-9394 熱田区役所 683-9405 中川区役所 363-4415
中川区富田支所 301-8376 港区役所 654-9692 港区南陽支所 301-8345 南区役所 823-9415
守山区役所 796-4605 守山区志段味支所 736-2192 緑区役所 625-3964 緑区徳重支所 875-2207
名東区役所 778-3009 天白区役所 807-3887

市民税非課税世帯や生活保護世帯の方が、介護保険料納入通知書の写しを医療機関に提出すると、予防接種やがん検診等が無料（免除）になります。

市民税非課税世帯、生活保護世帯に属する方が、名古屋市が実施する高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種、各種がん検診等を受ける際に、保険料段階が第1～4段階の介護保険料納入通知書の写しを医療機関に提出していただくと自己負担金額が無料（免除）になります。

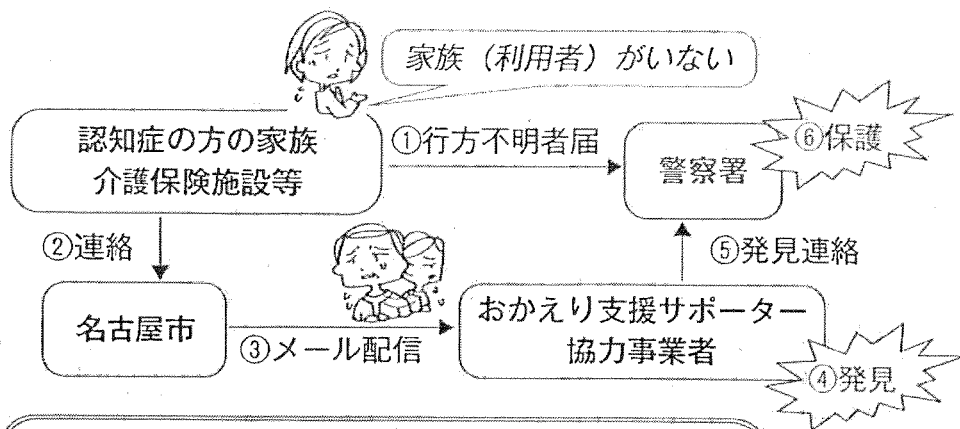
なお介護保険料納入通知書は再発行できませんので大切に保管してください。

各種予防接種・がん検診制度の詳細については、
8ページの各区保健所にお問い合わせいただくか、
名古屋市ホームページ (<http://www.city.nagoya.jp/>) をご覧ください。

「はいかい高齢者おかえり支援事業」のご案内

はいかい高齢者おかえり支援事業は、認知症の方の徘徊による事故を防止するため、地域の皆さんの協力を得て、徘徊されている方を早期に発見する取り組みです。徘徊のおそれがある方の情報を事前に登録した上で、その方が行方不明となった場合に、家族等からの依頼により、行方不明となった方の身体的特徴や服装等の情報をおかえり支援サポーターや協力事業者に対してメールで配信し、情報提供をお願いするものです。

※「おかえり支援サポーター」とは、この事業に協力いただく方々のことです。



【メールの内容(例)】

日時:〇月〇日〇時頃
場所:〇区〇〇町
特徴:80代女性。髪短め。
身長150cm、中肉。
紺色の上着に黒色のズボン着用。
見つけれられた方は、110番通報するか〇〇警察署までご連絡ください。

事業を利用するためには事前の登録が必要です。

- ◆登録対象◆名古屋市内に在住し、徘徊のおそれがある認知症の方（若年性認知症の方を含む。）です。
- ◆受付窓口◆登録希望者の居住地を担当する「いきいき支援センター」
- ◆受付時間◆月～金曜日（祝休日・年末年始を除く。） 午前9時～午後5時 ◆登録費用◆無料
- ◆登録方法◆登録希望者の親族・成年後見人等、または利用している施設の職員の方に、登録届を受付窓口までご持参いただきます。
※登録届は、いきいき支援センターで配布しているほか、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることもできます。
【名古屋市公式ウェブサイト<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000038313.html>】

問合先：名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

TEL：972-2549

FAX：955-3367

E-mail：a2280@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

所得税、市県民税の障害者控除認定について

65歳以上のねたきりや認知症の方が、一定の基準により社会福祉事務所の認定を受けた場合は、所得税や市・県民税の障害者控除の対象となり、所得金額から一定額が控除されます。

一般障害者控除	特別障害者控除
①知的障害者（軽度・中度）に準ずる方	②知的障害者（重度）に準ずる方 ③6ヵ月以上寝たきりで食事・排泄等の日常生活に支障がある方
所得税：27万円控除 市・県民税：26万円控除	所得税：40万円控除 市・県民税：30万円控除

※ 上記①～③の認定基準と要介護認定の基準は異なりますが、要介護の認定を受けられた方は控除認定の対象となる場合があります。

※ 認定については、お住まいの区の福祉課へお問合せください。

おしの内付

2013/12月

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2014/1月

			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

○印は区役所・支所、市税事務所、出張所の日曜窓口の実施日：午前8:45～正午
取扱業務は転入・転出届の受付や各種証明書の交付など。詳しくは区役所・支所、市税事務所・出張所、名古屋おしえてダイヤル☎953-7584(おかけ間違いにご注意ください)

生活・福祉

民間賃貸住宅「高齢者向け優良賃貸住宅」入居者の募集

- ①シルバータウン栄生(西区則武新町四丁目)
 - ②中駒名駅南マンション(中村区名駅南一丁目)
 - ③フォレストパーク千鳥(南区天白町)
 - ④えにし(守山区市場)
- バリアフリー化、緊急時対応、安否確認サービス利用可(有料)。対象は★60歳以上の単身・夫婦世帯(配偶者は60歳未満可)★月額所得が48.7万円以下——を満了する方など。所得に応じて家賃補助あり
- ☎住宅都市局住宅企画課 ☎972-2944 FAX972-4172

家族介護慰労金の支給

年額10万円。対象は★支給申請の1年以上前に要介護4か5に認定★市民税非課税世帯★申請以前1年間、介護保険サービス(年間7日以内のショートステイ利用を除く)を利用せず、在宅で過ごした——をすべて満たす方を介護する市民税非課税世帯の同居の親族

☎区役所福祉課・支所区民福祉課

外国人高齢者給付金の支給

月額1万円。対象は大正15年4月1日以前生まれで★永住または特別永住許可を受けている★昭和36年4月1日以降に日本国籍を取得——のいずれかに該当する方(公的年金・生活保護受給者などを除く)。所得制限あり

☎区役所福祉課・支所区民福祉課

児童館 留守家庭児童クラブ・留守家庭児童育成会(学童保育)のご案内

月曜～土曜日の午後1:00～6:00(春・夏・冬休み期間中は午前9:00～午後6:00)。対象は下校後に保護者が共働きなどで留守になる小学1～3年生。負担金必要。育成会は、小学4～6年生も受け入れたり、利用時間が異なる場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

☎区役所民生子ども課・児童館(留守家庭児童クラブのみ)

住まいのない方の年末の相談窓口のお知らせ

市内で年末年始に宿泊場所と食事に困っている方の相談窓口を開設

★事前相談…12/19(木) 20(金) 25(水)～27(金)午前9:00～午後3:00
区役所民生子ども課・支所区民福祉課

★年末の相談窓口…12/29(日)午前8:30～午後2:00臨時相談所(中村区竹橋町36-31中村区役所内)

☎健康福祉局保課 ☎972-2555 FAX972-4148

小児慢性特定疾患治療研究事業の継続申請

3/31(月)まで。印鑑・健康保険証・申請書・主治医意見書・生計中心者の平成24年の所得税額などの証明書類・現在の医療券・世帯調書を保健所保健予防課へ持参。所得階層や加入保険の変更がある方は、市民税・県民税証明書が必要になる場合があります。

☎保健所保健予防課

名古屋歯科医療センター(障害者歯科)をご利用ください

地域で歯科医療を受けることが困難な障害者(児)に相談と診療を行っています(事前予約が必要です)。
対象:身体障害者手帳(1～3級)・愛護(療育)手帳(1～3級)をお持ちの方

	月	火	水	木	金	土	日
北歯科医療センター (北区清水四丁目17-1) ☎915-8844 FAX913-1839		○		○			
南歯科医療センター (南区笠寺町字松葉58-1) ☎824-8844 FAX822-7544			○	※	○	※	

いずれも午前10:00～午後4:00 ※は第2・4のみ
☎健康福祉局医療福祉課 ☎972-2572 FAX972-4148

記入例(住所が不明)

① 国民健康保険 ② 後期高齢者医療 ③ 介護保険 ④ 国民年金の保険料は全額が「社会保険料控除」の対象です。「保険料控除申告書」か「確定申告書」に保険の種類や支払い金額を記入してください。

※④は日本年金機構から送付された「控除証明書」が納付書で納めた時の「領収証書」の添付が必要です。

☎①②区役所保険年金課・支所区民福祉課 ③区役所福祉課・支所区民福祉課 ④市内の年金事務所

■記入のお願い
①…問い合わせ ②…申し込み ③…案内書などの配布 ④…ホームページ

保険料の年末調整・確定申告

①国民健康保険②後期高齢者医療③介護保険④国民年金の保険料は全額が「社会保険料控除」の対象です。「保険料控除申告書」か「確定申告書」に保険の種類や支払い金額を記入してください。

※④は日本年金機構から送付された「控除証明書」が納付書で納めた時の「領収証書」の添付が必要です。

☎①②区役所保険年金課・支所区民福祉課 ③区役所福祉課・支所区民福祉課 ④市内の年金事務所

ねたきり・認知症高齢者の所得税、市・県民税の障害者控除

対象は65歳以上のねたきりや認知症の方で、一定の基準により社会福祉事務所の認定を受けた方(要介護認定を受けている)方で、対象となる場合もあります

※平成25年分所得税の確定申告などで控除を受けるには、平成25年中の認定が必要です。

☎区役所福祉課・支所区民福祉課

市立大学病院 救急・休日診療の休止について

12/28(土)午後5:00～12/30(月)午後5:00、病院情報システムの入力替え作業のため、救急・休日診療を休止させていただきます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

☎市立大学病院医事課 ☎858-7122 FAX858-7124

納付をお忘れなく
固定資産税・都市計画税 第3期分
納期限は1月6日(月)

平成26年4月保育所・家庭保育室入所申し込み締め切りは、12月16日(月)です!

まだお済みでない方はお住まいの区の区役所民生子ども課・支所区民福祉課でお手続きください。

☎各区役所民生子ども課・支所区民福祉課

おわびと訂正

広報なごや11月号5面「公立(市立)保育所の社会福祉法人への移管について」で、にじが丘保育園(名東区)の移管時期に誤りがありましたので、おわびして訂正いたします。

誤)平成30年4月
正)平成28年4月

認可保育所開所のお知らせ(4月～)

- ①東山いずみ保育園(千種区園山町)
- ②星のまち保育園(千種区星が丘元町)
- ③吹上そらいろ保育園(千種区千種通)
- ④エンゼルキッズ名塚(西区名塚町)
- ⑤てとろ志段味保育園(守山区大字下志段味)
- ⑥鈴の森保育園(名東区高岡町)
- ⑦南大高保育園(緑区大高町)

いずれも仮称。対象は生後6カ月～3歳まで(②は2歳までの乳幼児。①～⑥各40人の30人。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください)。

☎各区役所民生子ども課

健康歳時記「ジェネリック医薬品」をご存じですか?

医薬品の特許が切れた後に、同じ効果・効能で安価に販売される後発医薬品のことです。

①ずっと使う薬だから、家計にやさしい薬がいいのだけど…
→ジェネリック医薬品にすると、薬代が安くなります。

②錠剤が大きくてのみにくい、苦くてのみにくい
→小さな錠剤・口の中で溶けるタイプの錠剤や、のみやすい味に改良されているジェネリック医薬品もあります。

ジェネリック医薬品をご利用の際は、お近くの薬局で薬剤師にご相談ください。

☎健康福祉局環境薬務課 ☎972-2651 FAX972-4153 (名古屋市薬剤師会)

※市国民健康保険にご加入の方のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担の軽減が一定以上見込まれる方に対し、12月から「ジェネリック医薬品差額通知」をお送りします。

☎健康福祉局保険年金課 ☎972-2567 FAX972-4148

平成25年度民生委員・児童委員の研修のご案内

民生委員・児童委員に対する研修会が予定されていますので、該当される方は、ご参加くださるようご案内いたします。

事業名	事業内容			
	開催予定	開催場所	プログラム(予定)	対象者
1. 新任民生委員・児童委員研修会	平成26年 1月9日(木) 14:00~16:10	名古屋市公会堂 大ホール	講演:「人権」って何だろう? 講師:今津孝次郎 名古屋大学名誉教授 講演:地域における福祉の 推進役として 講師:中村 弘佳 市社協地域福祉推進部長	平成25年4月1日以 降に委嘱された民 生委員・児童委員 (主任児童委員を含 む)
2. 児童委員活動研 修会	平成26年 1月16日(木) 14:00~16:00	名古屋市公会堂 大ホール	講演:児童虐待を予防する地 域の子育て支援ネットワー ク ~児童委員への期待~ 講師:坂 鏡子 名古屋学芸大学 ヒューマンケア学部 子どもケア学科准教授	全民生委員・児童 委員の3分の1
3. 中堅民生委員・ 児童委員研修会	平成26年 2月7日(金) 13:30~15:50	中区役所ホール	講演:後輩民生委員の育 成・指導 講師:松藤 和生 KT福祉研究所 代表 人権啓発メッセージビデオ	平成15年12月1日か ら平成18年11月30 日までに委嘱された 民生委員・児童委員 のうち3分の1、ただし 民児協会長を除く
4. 民生委員児童委 員協議会会長研修 会	平成26年 2月21日(金) 13:30~15:40	中区役所ホール	講演:民生委員活動と個人 情報取り扱いのポイント 講師:松藤 和生 KT福祉研究所 代表	民生委員児童委員 協議会会長全員

所得税、市県民税の障害者控除認定

65歳以上のねたきりや認知症の方が、一定の基準により社会福祉事務所長の認定を受けた場合は、所得税や市・県民税の障害者控除の対象となり、所得金額から一定額が控除されます。

一般障害者控除	特別障害者控除
①知的障害者(軽度・中度)に準ずる方	②知的障害者(重度)に準ずる方 ③6ヵ月以上ねたきりで食事・排泄等の日常生活に支障がある方
所得税: 27万円控除 市・県民税: 26万円控除	所得税: 40万円控除 市・県民税: 30万円控除

※ 上記①~③の認定基準と要介護認定の基準は異なりますが、要介護の認定を受けられた方は控除認定の対象となる場合があります。

※ 認定については、お住まいの区の福祉課(支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課)へお問合せください。

税の障害者控除対象者の認定申請について（ご案内）

寒さ厳しき折、皆様方いかがお過ごしでしょうか。

さて、今年もまもなく税の確定申告を行う時期がやってきました。平成 17 年度税制改正において老年者控除の廃止、公的年金控除額の変更など高齢者にとって厳しい状況になってきております。そこで身体障害者手帳の交付を受けていない 65 歳以上の高齢者の方で、認知機能の低下及び寝たきり状態などで介護を必要とする方には、知的障害者又は身体障害者に準ずる方として障害者控除が受けられる場合がありますのでご案内させていただきます。

この障害者控除を受けるためには「障害者控除対象者認定書」を確定申告時に提示する必要がありますので、該当すると思われる方は確定申告をする前に市役所障害福祉課に申請してください。

記

1 特別障害者控除対象者の基準（要介護認定者の場合）

- ・主治医意見書又は訪問調査票に記載されている障害高齢者の「日常生活自立度」が B または C の方（寝たきり状態で常に介護を必要とする方）
- ・主治医意見書に記載されている認知症高齢者の「日常生活自立度」が IV または M の方（日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする方）

2 普通障害者控除対象者の基準（要介護認定者の場合）

- ・主治医意見書に記載されている認知症高齢者の「日常生活自立度」が III の方（日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする方）

3 申請手続き

- ・同封の申請書に必要事項（2カ所押印は必須）を記載のうえ、郵送で申請するか又は市役所障害福祉課（東館1階 ①番窓口）で申請してください。記入例 裏面参照

4 障害者認定による所得金額からの控除額

所得税 40万円（特別）又は27万円（普通）
住民税 30万円（特別）又は26万円（普通）

5 問合せ先 市役所 障害福祉課 障害福祉グループ（TEL 51-2354） 長寿介護課 給付グループ（TEL 51-3131）

* 次の方は申請する必要はありません。

- ・この認定証が無くても、本人又は扶養者の税金が非課税になる場合
- ・身体障害者手帳1級、2級（3級以下）、療育手帳A（B、C）、精神障害者保健福祉手帳1級（2級、3級）をお持ちの方、カッコ内は普通障害該当の場合
- ・過去に「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方（繰り返し使用できます）

居宅介護支援事業者様

豊橋市福祉部 長寿介護課

税の障害者控除対象者の認定申請の周知について（依頼）

初冬の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、年明けには税の確定申告を行う時期がやってきました。平成17年度税制改正において老年者控除の廃止、公的年金控除額の変更など高齢者にとって厳しい状況になってきております。そこで身体障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の高齢者の方で、認知機能の低下及び寝たきり状態などで介護を必要とする方には、知的障害者又は身体障害者に準ずる方として障害者控除が受けられる場合がありますのでご案内させていただきます。この障害者控除を受けるためには「障害者控除対象者認定書」を確定申告時に添付する必要がありますので、要介護認定者で下記事項に該当されるような方が見えたら認定申請のご案内をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

記

○ 障害者、特別障害者であることの豊橋市の認定基準

（豊橋市福祉部障害福祉課で認定書が発行されていない方が対象です。）

	認 定	認定基準	要介護認定に係る判断基準
障害者	(1)知的障害者(軽度・中度)に準ずるもの	○知的障害者の障害の程度の判定基準(重度以外)と同程度の障害の程度であること	・認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢa～Ⅲb (意見書)
特別障害者	(1)知的障害者(重度)に準ずるもの	○知的障害者の障害の程度の判定基準(重度)と同程度の障害の程度であること	・認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅣ、M (意見書)
	(2)ねたきり老人	○常に就床を要し、複雑な介護を要する状態であること(6ヶ月以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障がある状態)	・障害高齢者の日常生活自立度ランクB1～C2(意見書又は調査書)

* 次の方は申請する必要はありません。

- ・ この認定書が無くても、本人あるいは扶養者の税金が非課税になる場合
- ・ 身体障害者、療育手帳等を持参している方
- ・ 過去に「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方（繰り返し使用できます）

問合せ先 障害福祉課 障害福祉グループ (TEL 51-2354)

長寿介護課 介護保険給付グループ (TEL 51-3131)

要介護認定結果通知を受けられた方へ

3.岡崎市

在宅（居宅）サービスを利用したい方へ

①指定居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業者）を選びます

指定居宅介護支援事業者とは、要介護に応じて必要な在宅サービスを提供するためのケアプラン（居宅サービス計画）を作成する事業者です。また、介護サービス全般に関する相談にも応じてもらえます。

同封の指定居宅介護支援事業者一覧から一つの事業所を選び、在宅サービスを利用するための連絡をとってください。

事業所を選ぶにあたってお困りの方へ

介護保険は利用者が自由にサービス事業者を選択し、サービスを受けられる制度です。よって事業者を決めるのはあくまで自由選択ですが、どうしても決められない場合は、例えばご自宅の近くの事業所いくつかと連絡をとり、その中で一番適していると思われる事業所をお選びください。なお、指定居宅介護支援事業者は契約に基づいて変更することは可能です。

②サービスを受ける相談をします

指定居宅介護支援事業者のケアマネジャー（介護支援専門員）がお宅に伺いますので、介護サービスについての相談をしてください。

③居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を提出します

ケアマネジャーを決定したら、それを届出なければいけません。届出をしないでサービスを受けた場合、サービス費用がいったん全額自己負担となります。

同封の「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」に必要事項を記入し、岡崎市役所長寿課に提出します。提出は、ケアマネジャーにお願いする事もできます。

④居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します

ケアマネジャーと相談しながら、必要なサービスについてのケアプランをケアマネジャーに作成してもらいます。希望するサービスのこと、生活上の困りごとなど、これから介護を受けて生活していく上での様々な事を相談してください。

⑤在宅（居宅）サービスを利用します

ケアプランに基づいてサービスを利用します。利用していく上で出てくる希望、困り事などをケアマネジャーと相談しながら正しく介護サービスを活用しましょう。

施設サービスを利用したい方へ

①施設に直接申込みます

入所を希望する施設と連絡を取り、契約に関しての説明を聞いた上で、直接施設に申込みます。入所者の状況等によってはすぐに入所ができないことがあります。

その場合は、施設の相談員やお住まいの地域の「地域包括支援センター」、居宅介護支援事業者のケアマネジャーなどにご相談ください。

②施設サービス計画に基づき施設サービスを利用します

入所が決まったら、施設のケアマネジャー（介護支援専門員）が作成する施設サービス計画（ケアプラン）に基づき施設サービスを利用します。

※ 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方で、愛知県在宅重度障害者手当てを受給中の方は、施設に入所される場合は、岡崎市役所障がい福祉課（電話 23-6113）まで必ずご連絡ください。

福祉用具を購入したい方へ

(ケアマネジャーを決められた方は、まずケアマネジャーにご相談ください。)

①介護保険の給付対象の福祉用具を購入します

介護保険給付対象の特定福祉用具販売の指定を受けた事業所で福祉用具を購入します。その際、品名、金額、購入日が明記された領収書(本人様宛のもの)を必ず発行してもらい、定価や写真など概要が記載されたパンフレットもあわせてもらっておきましょう。

②申請に必要な書類を長寿課に提出します

領収書、パンフレットを添えて、申請書に必要事項を記入し長寿課に提出します。その際、給付を受ける口座は本人様の名義のものでなければなりません。

③申請した月の翌月末に、本人様の口座に支給額が振り込まれます。

支給限度額は10万円までで、1割の本人負担を差し引いた9割を支給します。

住宅改修をしたい方へ

①長寿課に事前申請をします

ケアマネジャーを決められた方は、ケアマネジャーに相談をして、住宅改修必要理由書を書いてもらい、改修費用の見積書、日付入りの改修前の写真(図面)等を添えて、申請書に必要事項を記入して提出します。

その際、給付を受ける予定の口座は本人様の名義のものでなければなりません。

②工事を行い、かかった金額を支払います。

③必要な書類を長寿課に提出します

領収書(本人様宛のもの)と改修金額の内訳書、日付入りの改修後の写真(図面)等必要書類を添えて、長寿課に提出します。

④領収書を提出した月の翌月末に、本人様の口座に支給額が振り込まれます。

支給限度額は20万円までで、1割の本人負担を差し引いた9割を支給します。

※福祉用具・住宅改修ともに、あらかじめ限度額の範囲内の9割分を差し引いた金額を支払い、事業者が支給を受ける受領委任制度もあります。詳しくは長寿課までお問い合わせください。

お問合せ先 岡崎市役所長寿課
(市役所東側福祉会館1階⑱番) 電話 23-6682

身体障害者手帳の取得ができ、福祉サービスが受けられる場合があります

寝たきりや、自力歩行が困難な方、両眼で見ても物がほとんど見えない方、耳元で大きな声を出さないと聞き取れない方で、その症状が6カ月以上続いている場合は、身体障害者手帳を取得できる場合があります。

身体障害者手帳を取得すると、障害者手当支給、医療費助成、税金の軽減などのサービスを受けることができる場合があります。

《税金軽減の例》

65歳以上の方で、障害者控除の他、前年の合計所得金額が125万円以下(収入が公的年金のみで誰も扶養していない人の場合は、年金額が245万円以下)であった人が市民税非課税になるなど

要介護認定者についても、同程度の機能障害がある方は、手帳を取得できる場合があります。また、障害者控除対象認定証明を受け、税金の軽減措置を受けることができます。身体障害者手帳取得等の手続きは、障がい福祉課(電話23-6113)までお問合せください。

高齢者の所得税、地方税上の「障がい者控除対象者認定書」
(確定申告添付書類) 交付について (お知らせ)

平成26年1月6日から、平成25年分確定申告用「障がい者控除対象者認定書」の交付の受付を始めます。下記の内容をご確認の上、交付を希望される方は、申請してください。

■「障がい者控除対象者認定書」(確定申告添付書類)とは

確定申告のときに、心身に障がいのある65歳以上の方が障がい者控除を受けるために、市が発行する認定書です。

障がい者手帳の交付を受けていない方でも、認知症や寝たきりなどで、身体や精神に障がい者手帳所持者と同等の障がいのある方は、この認定書により、所得税や地方税上の障がい者控除を受けることができます。

※対象とならない方、および、申請の必要のない方

- 65歳未満の方
- 交付基準に該当しない方 (介護認定の内容を基に審査します)
⇒【参考】別紙「障がい者控除対象者認定書の基準について」
- 所得税、地方税が非課税の方
- 身体障がい者手帳 (1・2級)、療育手帳等 (A判定)、精神障がい保健福祉手帳 (1級) を交付されている方

■申請が可能かつ必要な方かどうかは、裏面の「申請対象者チェックリスト」でご確認いただき、参考としてください。

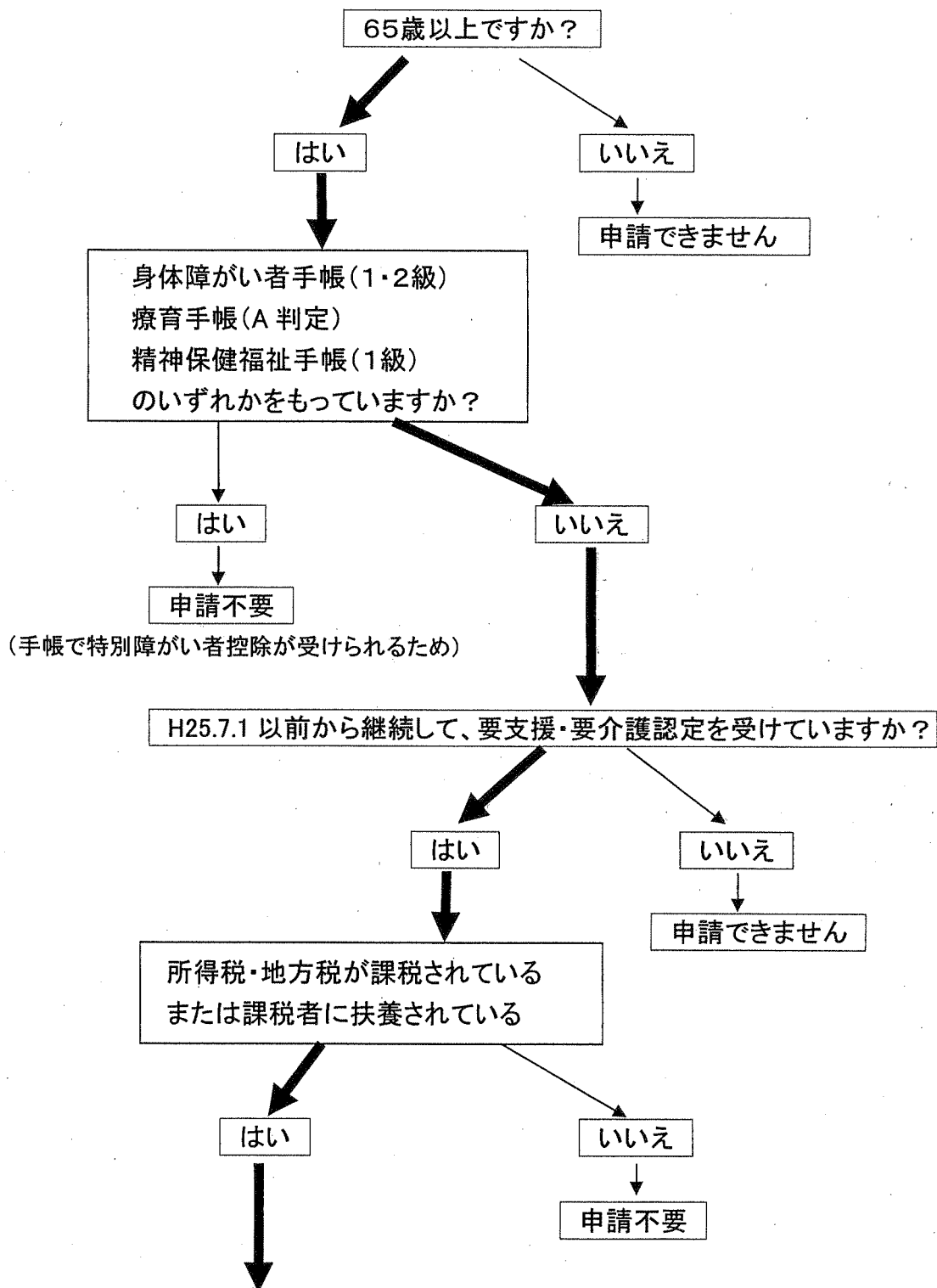
(申請後に審査を行い、基準に該当する方には、その場で認定書を交付します)

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1)申請に必要なもの | 対象となる方の印かん (認印) |
| (2)平成25年分受付開始日 | 平成26年1月6日 (月) から |
| (3)交付窓口 | 地域福祉課 (南館1階 3番窓口) |

【お問合せ先】

半田市役所 福祉部 地域福祉課 ☎0569-21-3111 (内線553)

申請対象者チェックリスト



障がい者控除(又は特別障がい者控除)を受けられる可能性があります。
認定書の交付を希望する方は、地域福祉課で申請してください。※

※申請後に審査を行い、認定基準(別紙)に該当する場合のみ認定書を交付します。
なお、基準に該当するかどうかについての電話でのお問い合わせには、個人情報の保護上お答えできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

介護給付費通知書を
発送します

12月上旬に「介護給付費通知書」を郵送します。介護サービスの内容や利用状況を確認してください。

■対象 介護サービス利用者

■内容 平成24年10月～平成25年9月の介護サービス利用分について費用の請求ではありません。

■問い合わせ 介護保険課

障がい者控除の認定について

平成26年1月6日から、平成25年分確定申告用の「障がい者控除対象者認定書」の交付を開始します。

介護保険課から送付する介護給付費通知書に「お知らせ」を同封しますので、内容をご確認のうえ、交付を希望される方は、申請してください。

■障がい者控除対象者認定書とは
65歳以上で、障がい者手帳所持者に準ずる障がいのある方が、所得税や住民税の控除を受けるために交付されるものです。

■対象者 介護認定を受けた65歳以上の方で、認知症や寝たきりなどで精神や身体に障がいがあり、一定の基準に該当する方

※介護認定の内容を基に審査します。
※次の障がい者手帳をお持ちの方は、「特別障がい者控除」を受けられるため、申請の必要はありません。

◇身体障がい者手帳1・2級

- ◇療育手帳A判定
- ◇精神保健福祉手帳1級
- 申請・問い合わせ 地域福祉課

介護保険課
地域福祉課
電話 06649
06644

寝具乾燥クリーニングの
お知らせ(第4回)

無料で寝具の洗濯乾燥クリーニング(年2回以内)を実施します。

■対象者 衛生管理が困難な次の方

◇65歳以上の方で構成される世帯

◇65歳以上の方及び重度心身障がい者で構成される世帯

■実施日

◇申込締切 12月25日(水)

◇回収日 平成26年1月22日(水)

◇配送日 平成26年1月29日(水)

◇利用できる枚数

◇掛け布団、敷き布団 各1枚

◇毛布 2枚

◇申込み・問い合わせ

地域福祉課に申請書を提出してください。電話での申請は受け付けませんが、代行申請や郵送での申請は受け付けます(要押印)。
※申請書は地域福祉課にあります。

地域福祉課
Eメール chikukush@city.handa.lg.jp
電話 06644
2904

住基カードの交付などの
手続きを停止します

システム更新のため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用したサービスを停止します。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■日時 12月24日(火)終日

■利用できないサービス

◇住民基本台帳カード(住基カード)の交付及び継続利用の手続き

◇住基カードを使用した特例転入転出の手続き

◇住民票の写しの広域交付

市民課
Eメール shimin@city.handa.lg.jp
電話 06632
2494

都市計画案を縦覧します

知多都市計画特別用途地区及び生産緑地地区の変更案を縦覧します。この都市計画案について意見のある方は、市に意見書を提出することができます。

■都市計画の変更案

◇知多都市計画特別用途地区(市決定)

◇知多都市計画生産緑地地区(市決定)

■縦覧期間 12月6日(金)～20日(金)

(土日・祝日を除く)

■縦覧場所 都市計画課(南館2階)

都市計画課
Eメール toshikei@city.handa.lg.jp
電話 06664
3254

年末の交通安全県民
運動を実施します

年末年始にかけてお酒を飲む機会も増えるため、飲酒運転に伴う交通事故の増加が心配されます。このため、年末の交通安全県民運動を実施し、交通安全意識を高めるとともに、交通事故の防止を図ります。

●期間

12月1日(日)～10日(火)の10日間

●一斉街頭監視日

12月5日(木)

●運動重点

- ◇飲酒運転を根絶しよう!
- ◇子どもと高齢者を交通事故から守ろう!
- ◇全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを着用しよう!

防災交通課
電話 06626 23-6061
Eメール koutsuu@city.handa.lg.jp

要介護認定を受けた方の障害者控除について

本人、または扶養を受けている方が障害者である場合、確定申告などにより所得税や市民税・県民税の控除を受けることができますが、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けていない方でも、次のすべての要件を満たす場合、「障害者控除対象者認定書」を申告の際に提示することにより障害者控除を受けることができます。

認定書の交付を希望される方は、別添の「障害者控除対象者認定申請書」に必要事項を記入のうえ、介護高齢課（または各支所）まで申請を行ってください（申告を行う予定のない方は申請の必要はありません）。

申請内容を審査のうえ、対象となる方については「障害者控除対象者認定書」を交付しますが、審査に数日間必要となるため、認定書の交付は後日郵送させていただきます。

なお、現在更新申請中などの理由により、認定基準日における認定結果が決定されていない方は、決定後の認定結果により、該当となる場合に申請を行ってください。

1. 対象者（認定基準日において、次の要件をすべて満たす方）

(1) 要介護1～5の認定を受けている65歳以上の方

(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けていない方、及び原子爆弾被爆者援護法第11条第1項の規定による認定を受けていない方

※ ただし、上記の障害者手帳等による普通障害者控除対象者のうち、本制度により特別障害者控除の対象になる方については申請を行うことができます。

(3) 要介護認定時の主治医意見書において、日常生活自立度の判定が次の基準を満たす方

障害者控除対象者認定基準

認定内容		認定基準
障害者控除対象者	知的障害者（軽度・中度）に準ずる	「要介護1～5」に認定されており、主治医意見書に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度判定基準「Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・M」に該当
	身体障害者（3級～6級）に準ずる	「要介護1～5」に認定されており、主治医意見書に記載されている障害高齢者の日常生活自立度判定基準「A・B・C」に該当
特別障害者控除対象者	知的障害者（重度）等に準ずる	「要介護3～5」に認定されており、主治医意見書に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度判定基準「Ⅲ・Ⅳ・M」に該当
	身体障害者（1級、2級）に準ずる	「要介護3～5」に認定されており、主治医意見書に記載されている障害高齢者の日常生活自立度判定基準「B・C」に該当

※ それぞれの状態像については、裏面を参考にしてください。

《裏面に続く》

2. 認定基準日

申告の対象となる年の12月31日（基準日）での判定となるため、基準日に有効である要介護認定結果をもとに認定します。ただし、対象の方が年の途中で死亡された場合は、死亡日を基準日とします。

参 考

障害高齢者の日常生活自立度

ランク	状 態 像
J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1 交通機関等を利用して外出する 2 隣近所へなら外出する
A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 1 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2 介助により車いすに移乗する
C	一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。 1 自力で寝返りをうつ 2 自力では寝返りもうてない

認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	状 態 像
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが、日中又は夜間を中心として見られ、介護を必要とする。
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

平成 26 年 1 月 29 日

津島市健康福祉部高齢介護課

所得税等の申告に係る高齢者の「障がい者控除対象者認定書」の発行申請
について（お知らせ）

日ごろは、介護保険事業にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、津島市では、「障がい者控除対象者認定書」を発行しています。対象となる方につきましては、下記のとおり、介護保険制度の要介護認定に係る情報に基づいて、申請により発行いたします。

「障がい者控除対象者認定書」は、所得税等の申告（確定申告等）の際に、提出していただくものとなります。障がい者に準ずる方として、所得税法施行令、地方税法施行令の規定に基づき、市町村長の認定を受けた 65 歳以上の方については、障がい者控除の対象となります。

あなたの場合、この認定に該当すると思われるのでお知らせします。

記

1 対象者

平成 25 年 12 月 31 日現在、津島市で介護保険の「要介護認定 1 から 5」の認定を受けている 65 歳以上の方のうち、一定の要件を満たす方

2 申請先

津島市役所 1 階 高齢介護課

3 留意事項

- (1) 所得税等の申告（確定申告等）の際に、「障がい者控除対象者認定書」が必要な方は、同封の「障がい者控除対象者認定申請書」にて、申請手続きを行ってください。（本人または扶養親族が障がい者に該当する場合、障がい者控除を適用し、所得から一定金額を差し引くことができます。）
- (2) この認定は、所得税法等の規定に基づくものであり、障がい者関係各法に基づく障がい者認定を行うものではありません。
- (3) 障がい者手帳をお持ちの方については、申請を行う必要のない場合があります。特に、身体障がい者手帳 1 級・2 級をお持ちの方については、申請の必要はありません。（障がい者手帳が障がい者控除適用の証明となります。）
- (4) すでに申告する年度が過ぎたものについても、状況が確認できる場合は発行いたします。
- (5) 郵送にて申請される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

4 問い合わせ先

津島市役所高齢介護課介護保険グループ 電話 0567-24-1111（内線 2143・2144）

お知らせ

障がい者控除対象者認定書の発行

65歳以上で介護保険による要介護認定を受けている方を対象に、「障がい者控除対象者認定書」を申請により発行します。確定申告等の際に、所得税及び市県民税の障がい者控除を受けるために使用していただくものとなります。

対象

特別障がい者 毎年12月31日現在の要

介護認定が「要介護4または5」で、
寝たきりまたは重度の認知症の方

障がい者 毎年12月31日現在の要介護

認定が「要介護1以上」で、なんらかの障がいまたは認知症がある方

※要介護認定の判定において、障がい高齢者の日常生活自立度、または認知症高齢者の日常生活自立度が基準を満たすことが条件です。

該当すると思われる方には、1月中に申請の案内を送付しています。

問合せ 高齢介護課介護保険G

内線 2143・2144

確定申告をされる外国人の皆さんへ

PARA OS ESTRANGEIROS
QUE IRÃO FAZER DECLARAÇÃO DE IMPOSTO DE RENDA
(KAKUTEI SHINKOKU)

A Secretaria da Receita Nacional está colocando o método de declaração no site para os estrangeiros fazerem a declaração de Imposto de Renda. Preencha e prossiga conforme mostra o site.

税務署では、確定申告される外国人のために、申告方法などをホームページに掲載していますので、確定申告の参考にしてください。

Inglês, Português, Espanhol estão disponíveis. 英語、ポルトガル語、スペイン語があります。

(アドレス) (site) <http://www.nta.go.jp/nagoya/>
O site do Ministério da Receita Nacional está a disposição 24 hrs.

Para utilização do preenchimento do formulário da declaração.

申告書の作成には、24時間いつでも作成が可能な国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

(アドレス) (site) <http://www.nta.go.jp/>

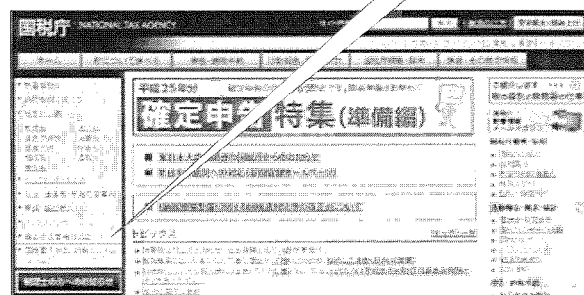
TELA DO SITE

CLIQUE AQUI !!

Foreigners (INCOME/TAX)		
English	Português	Español

CLIQUE AQUI !!
確定申告書等作成コーナー
(SEGUNDA OPÇÃO
DE BAIXO PARA CIMA)

TELA DO SITE



高齢介護課からのお知らせ 申告のときはお忘れなく

要介護認定を
受けた人は申告で
障害者控除を
受けられる場合が
あります

障害者控除・特別障害者控除は、障害者手帳を持っている場合のほか、要介護認定を受けている65歳以上の人で、これらの人と同程度の障害があるものとして福祉事務所長が認めた人も対象になります。

税の控除を受けるためには、障害者控除対象者認定書を添付して申告をする必要があります。該当すると思われる人はご相談ください。

問合せ 高齢介護課高齢係

介護用のおむつ代が
医療費控除の対象に
なる場合があります

傷病によりおおむね6か月以上ねたきりで医師の治療を受けている場合、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は、医療費控除の対象になります。この場合、医師が発行した「おむつ使用証明書」などが必要となります。

なお、おむつ代にかかる医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受けている人は、「おむつ使用証明書」の代わりに市が発行する「おむつに関する主治医意見書記載事項確認書」で医療費控除が申請できる場合がありますのでご相談ください。おむつ使用証明書の用紙は高齢介護課にあります。

問合せ 高齢介護課介護係

まちのまど
刈谷市からのお知らせ

毎週火曜日 13時35分～13時45分
○20時35分ごろ再放送

と き	内 容
1月21日	ちびっこ絵画展
28日	スペースAqua 愛教大フェア

Pitch FM83.8

災害時は FM83.8MHz
刈谷市は、Pitch FMと災害時の放送に関する協定を結んでいます。

平成24年度 刈谷知立環境組合における人事行政の運営等の状況

☎ 刈谷知立環境組合 (☎ 21 - 5389)

① 職員の給与の状況について

(1) 人件費の状況 (平成24年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成25年3月31日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
刈谷市 146,690人 知立市 70,462人	2,373,320 千円	152,350 千円	109,172 千円	4.6%

○人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況 (平成24年度普通会計決算)

職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
9人	40,270 千円	15,401 千円	16,687 千円	72,358 千円	8,040 千円

○職員手当には退職手当を含みません。

(3) 行政職員の級別職員数の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	9級	7級	5級	3級	計
標準的な職務内容	所長	課長	副主幹	主査 主事	
職員数	1人	1人	3人	2人	7人
構成比	14.3%	14.3%	42.8%	28.6%	100.0%

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
行政職員	396,720円	575,140円	49.3歳
技能労務職員	283,550円	389,460円	58.5歳

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成24年4月1日現在)

区 分	報酬等の月額	期末手当
管理者・副管理者・議長・副議長・議員	6,400円	0円

② 公平委員会の業務の状況について

平成24年度の公平委員会に対する勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。

要介護認定者の障害者控除
 確定申告では、65歳以上の要介護認定者(要介護1以上)も控除の対象となる場合があります。本人または扶養親族が要介護認定者で、障害者控除を受ける人は、「障害者控除対象者認定書」を交付します。
 ○25年12月31日現在の認定状況などにより認定書を交付できない場合があります。
 ○障害者手帳などを持つ人は、認定書がなくても「障害者控除」を受けることができます。手帳と認定書の障害者区分が違つ場合は控除額の多い方で申告できます。
 ○認定書は障害者手帳の代わりになりません。
 ○確定申告についてはP4をご覧ください。
 ☎ 介護保険被保険者証を持参して長寿課へ。
 ☎ 長寿課(☎62・1013)

要介護認定者の医療費控除
 確定申告の医療費控除は、寝たがりの人のおむつ代も控除の対象です。
 申告には領収証などのほかに医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の要介護認定者は、「主治医意見書」の内容を市町村が確認した書類を利用することができます。

お忘れではありませんか?
今月の市税の納期

税 目 市県民税(4期)
 国民健康保険税(7期)

納期限 1月31日(金)

納税には、便利で安全な口座振替制度もあります。ぜひご利用ください。
 ☎ 納税推進室(☎62-1007)

○意見書の内容などによっては確認書類を発行できない場合があります。
 ○2年目以降の人も医師の「おむつ使用証明書」で控除は受けられます。
 ○確定申告についてはP4をご覧ください。
 ☎ 介護保険被保険者証を持参して長寿課へ。
 ☎ 長寿課(☎62・1013)

就職活動の悩み相談
 2月13日(木) 13時、14時、15時(各回50分)
 場所 市役所
 県就職アドバイザー(45歳未満の求職者(学生を含む)またはその家族)各回1人
 ☎ 2月6日(木)までに、電話(☎62・1016)で商工課へ。



人が輝く安心快適な
産業文化都市

音声を聴き上げ、文字拡大 | 携帯サイト | Multilingual

[トップページに戻る](#)

[検索](#) ▶ [検索について](#)

くらしの情報

産業・ビジネス

観光・文化・スポーツ

施設案内

市政情報

[現在のページ](#)

[トップページ](#) [くらしの情報](#) [福祉・介護](#) [介護](#) [要介護認定を受けている方の障害者控除について](#)

要介護認定を受けている方の障害者控除について

更新日：2013年4月1日

所得税法や地方税法では、申告する本人または扶養親族が障害者（特別障害者）に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。

65歳以上で要介護認定（要介護1以上）を受けている方も控除の対象となる場合がありますので、確定申告の際に障害者控除を受ける方は、長寿課へ申請してください。

申請方法

1. 介護保険被保険者証を持って、長寿課へお越しいただき、申請してください。
2. 障害者控除対象者認定書は、税法に定められた基準日（12月31日）以降の交付となるため、1月下旬に郵送します。

前年の確定申告で「障害者控除」の申告をしていない人は、還付を受けられる場合があります。障害者手帳などを持っている人は、この認定書がなくても「障害者控除」を受けることができます。手帳と認定書の障害者区分が違えば控除額の多い方で申告できます。

認定書は障害者手帳の代わりになるものではありませんので、ご注意ください。

詳しくは介護認定給付係（電話0566-62-1013）へお問い合わせください。

お問い合わせ

長寿課
刈谷市東陽町1丁目1番地

介護

介護保険事業状況報告
第16回愛知県介護支援専門員実務研修受講試験のご案内
第5期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画
第5期（平成24年度～平成26年度）整備分の介護サービス事業者を決定しました
地域密着型サービス事業者の指定について
介護サービス事業者の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定しました
平成24年度 実地指導結果について ～居宅介護

平成25年12月20日

要介護認定を受けている皆様へ（障害者控除のご案内）

所得税法や地方税法上、確定申告をする本人または扶養親族が障害者（特別障害者）に該当する場合には、税金の計算をする際に「障害者控除」が適用されて、税額が減額されます。この障害者控除には、要介護認定（要介護1以上）を受けている方も対象となる場合があります。

本人または扶養親族が要介護認定（要介護1以上）を受けていて、確定申告の際に障害者控除を受けようとお考えの方は、「障害者控除対象者認定申請書」をご記入の上、同封の返信用封筒で長寿課へ提出してください。（裏面に申請書記入例があります）

平成25年12月31日時点の要介護認定状況などから、該当者には「障害者控除対象者認定書」を送付しますので、確定申告の際、申告書に添付してください。（送付は1月下旬を予定しております。）

- 障害者手帳などをお持ちの方は、この認定書がなくても「障害者控除」を受けることができます。手帳と認定書の障害者区分が違う場合は、控除額の多い方で申告ができます。
- 認定書は所得税の確定申告にご利用いただくためのもので、障害者手帳の代わりになるものではありませんのでご注意ください。

〈問い合わせ先〉

刈谷市役所 長寿課 介護認定給付係

TEL 0566-62-1013（直通） 〒 448-8501 刈谷市東陽町1-1

要介護認定者の障がい者控除及びおむつに係る医療費控除

最終更新日： 2013年08月22日

要介護認定者の障害者控除・・・65歳以上の高齢者で12月31日時点で介護認定期間が継続している一定の基準を満たす人は、確定申告で所得控除を受けることができます。おむつに係る医療費控除・・・寝たきりで医師がおむつが必要と認めた人で一定の基準を満たす人は、購入したおむつ代について確定申告で医療費控除を受けることができます。(1年目は医師の証明、2年目以降は要介護認定を受けており一定基準の確認ができる人)

障がい者控除

所得控除の種類及び豊田市認定基準

		厚生労働省の示す認定の基準	豊田市の認定基準
	認定	基準	
障がい者	(1)知的障がい者(軽度・中度)に準ずる者	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい者の障がいの程度の判定基準(重度以外)と同程度であること 	要介護1以上 かつ 主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度IIa以上に該当する人
	(2)身体障がい者(3級～6級)に準ずる者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者の障がいの程度の等級表(3級～6級)と同程度の障がいの程度であること 	要介護1以上 かつ 主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度A1以上に該当する人
特別障がい者	(1)知的障がい者(重度)等に準ずる者	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい者の障がいの程度の判定基準(重度)と同程度の障がいの程度であること 又は 精神上的の障がいにより事理を弁解する能力を欠く常況にある者と同程度の障がいの程度であること 	要介護4以上 かつ 主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度IV、Mに該当する人
	(2)身体障がい者(1級、2級)に準ずる者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者の障がいの程度の等級表(1級、2級)と同程度の障がいの程度であること 	要介護4以上 かつ 主治医意見書の障がい高齢者日常生活自立度C1、C2に該当する人
	(3)ねたきり老人	<ul style="list-style-type: none"> 常に就床を要し、複雑な介護を要する状態であること(6ヶ月程度以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障のある状態) 	6ヶ月以上臥床及び主治医意見書の障がい高齢者日常生活自立度B又はCに該当する人

(注意)

- 視覚障がい、聴覚障がい、内部障がいについては、介護保険認定情報では判断できないため、対象としません。障がい者・特別障がい者いずれにも該当する場合は、特別障がい者として認定します。
- 認定については、毎年発行するものではなく、対象者の障がい事由の変更・消滅が生じなければ複数年使用することができます。

PDF形式がワード形式のどちらかをダウンロードしてお使いください

[豊田市障がい者控除対象者認定申請書 \(PDF・111KB\)](#)

[豊田市障がい者控除対象者認定申請書 \(ワード・43.0KB\)](#)

要介護認定者の障がい者控除 及び

おむつに係る医療費控除について(お知らせ)

1) 障がい者控除

65歳以上の高齢者のうち、12月31日時点で要介護認定期間が継続している人（死亡者は死亡時）で、下記の基準のいずれかに該当する人は、確定申告で所得控除を受けることができます。

所得控除の種類及び豊田市認定基準

	厚生労働省の示す認定の基準		豊田市の認定基準
	認定	基準	
障がい者	(1) 知的障がい者（軽度・中度）に準ずる人	○知的障がい者の障がいの程度の判定基準（重度以外）と同程度であること	要介護1以上 かつ 主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上に該当する人
	(2) 身体障がい者（3級～6級）に準ずる人	○身体障がい者の障がいの程度の等級表（3級～6級）と同程度の障がいの程度であること	要介護1以上 かつ 主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度A1以上に該当する人
特別障がい者	(1) 知的障がい者（重度）等に準ずる人	○知的障がい者の障がいの程度の判定基準（重度）と同程度の障がいの程度であること 又は ○精神上の障がいにより事理を弁解する能力を欠く常況にある者と同程度の障がいの程度であること	要介護4以上 かつ 主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅳ、Mに該当する人
	(2) 身体障がい者（1級、2級）に準ずる人	○身体障がい者の障がいの程度の等級表（1級、2級）と同程度の障がいの程度であること	要介護4以上 かつ 主治医意見書の障がい高齢者日常生活自立度C1、C2に該当する人
	(3) ねたきり老人	○常に就床を要し、複雑な介護を要する状態であること（6ヶ月程度以上臥床し、食事・排便等の日常生活に支障のある状態）	6ヶ月以上臥床及び主治医意見書の障がい高齢者日常生活自立度B又はCに該当する人

※ 視覚障がい、聴覚障がい、内部障がいについては、介護保険認定情報では判断できないため、対象としません。障がい者・特別障がい者いずれにも該当する場合は、特別障がい者として認定します。

※ 認定については、毎年発行するものではなく、対象者の障がい事由の変更・消滅が生じなければ複数年使用することができます。

2) おむつに係る医療費控除

寝たきりで医師がおむつの使用が必要と認めた人については、おむつ代（紙おむつの購入料および貸おむつの賃借料）について、確定申告で医療費控除を受けることができます。

○おむつに係る医療費控除を受けることが初めての人→医師の証明

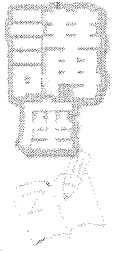
○2年目以降→介護認定を受けている人の中から、認定基準を満たすもの

認定基準：主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度B1以上 かつ 尿失禁の発生の可能性有

該当すると思われる方は、事前に問合せ・確認のうえ、認定書及び証明書の申請にお越しく下さい。くわしくは下記にお問合せください。

(問合せ・申請先)

豊田市役所 介護保険課 認定審査担当 電話 (0565) 34-6634



食品衛生責任者月々講習会

1月22日(水)午後2時~4時
 福祉センター
 食品衛生責任者で夏期食品衛生講習会を受講していない人
 筆記用具、衛生管理手帳
 市食品衛生協会(☎31・0335)、保健衛生課(☎34・6181)

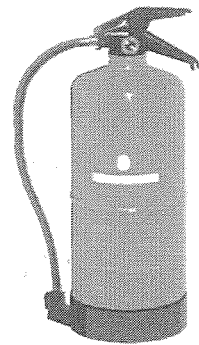
エポレ精神保健福祉家族教室

1月25日(土)午後1時30分~3時30分
 地域生活支援センターエポレ
 主に精神障がいがある人の家族
 医師講話「こころの病気って何だろう?」統合失調症の理解と対応
 先着50人
 1月6日(日)午前9時から地域生活支援センターエポレ(☎25・0124)

甲種防火管理新規講習

2月20日(木)、21日(金)午前9時~午後4時
 消防本部
 市内在住・在勤の人
 先着20人
 3千600円
 収容人員が10人以上のグループホーム、30人以上の飲食店や物品販売店、50人以上の共同住宅や事業所などでは防火管理者を選任する義務有り

1月7日(火)午前9時から予防課で配布が市ホームページからダウンロードした申込書に写真1枚(縦4センチ×横3センチ)を添えて予防課(☎35・9704)



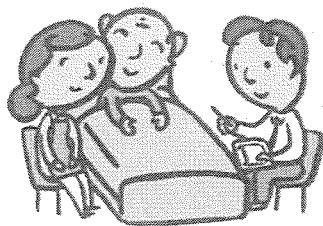
ガトリーシヨコラ作り講習会

1月21日(火)午前9時30分~正午
 高岡農村環境改善センター
 パレンタイン用のガトリーシヨコラ作り
 抽選16人
 1千円
 1月10日(金)までに講習会名、〒住所、氏名、電話番号を往復ハガキ(1人1枚)で高岡農村環境改善センター(〒473・0933、高岡町長根17、☎52・90031)

大介護時代に備えた組織づくり

仕事と介護を両立させる
 2月18日(火)午後2時~4時30分
 キラツ☆とよた(産業文化センター内)
 市内
 内事業所の経営者、管理者、人事担当者
 大介護時代に向けて会社が把握すべきこと、今から実践できる取組を自社を想定して考える
 先着40人

1月7日(火)午前9時から事業所名、〒住所、電話番号、所属部署、役職、氏名を電話、ファックスかEメールでキラツ☆とよた(☎31・7780、FAX 31・3270、owai@city.toyota.aichi.jp)



ものづくりセミナー

3D技術(3Dプリンター・スキャナー)がものづくりを変える
 1月22日(水)午後2時~5時
 豊田商工会議所
 最先端3Dプリンター・3Dスキャナーの紹介、中小企業での活用事例の紹介
 先着100人
 1月6日(月)からファックスかEメールでとよたインノベーションセンター(☎36・5075、FAX 36・5000、tinfo@toyota.ino.aichi.jp)

市内ものづくり企業と学生のマッチングセミナー

1月21日(火)正午~午後4時30分
 福祉センター

要介護認定者の障がい者控除、おむつに係る医療費控除

障がい者控除

- 対象 65歳以上で12月31日時点で要介護認定期間が継続していて次の基準に該当する人 ※死亡者は死亡時
- 控除 確定申告による所得控除
- 所得控除の種類、市の認定基準

	認定	基準
障がい者控除	知的障がい者(軽度・中度)に準ずる人	要介護1以上で主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上に該当
	身体障がい者(3級~6級)に準ずる人	要介護1以上で主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度A1以上に該当
特別障がい者控除	知的障がい者(重度)に準ずる人	要介護4以上で主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度ⅣかMに該当
	身体障がい者(1級、2級)に準ずる人	要介護4以上で主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度C1かC2に該当
	ねたきり老人	6か月程度以上臥床及び主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度B、Cに該当

おむつ代の医療費控除

- 対象 要介護認定を受け、主治医意見書の障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がB1以上で尿失禁発生の可能性があり、この控除を受けるのが2年目以降の人
- 控除 確定申告による医療費控除
- そのほか 初めての人は医師の証明が必要。問合せください

- 申請書 介護保険課で配布が市ホームページからダウンロード ※申請は事前に問合せが必要
- 申込み・問合せ 介護保険課(☎34・6634)

**大人のための
ブックトークの会**

対象 読み聞かせをしている方
 やこれからは始めようと思
 っている方

日時 2月19日(火) 午前10時
 ～11時30分

場所 一色学びの館
 内容 読み聞かせにお薦めの
 本(春の本や新刊本)を紹
 介します。

定員 30人(先着順)
 申込・問合せ先 1月25日(出)か
 ら、直接一色学びの館(☎
 72・3880)へ。26日(日)
 からは電話での申し込みも
 できます。

**大人が楽しむストーリーテ
リングのおはなし会 春**

日時 2月21日(金) 午後1時
 30分～3時

※午後1時開場。
 場所 西尾市立図書館視聴覚
 室(3階)

内容 「舌切り雀」「つばき
 地ぞう」など7つのお話を
 語ります。

定員 40人(先着順)
 参加料 無料

出演 おはなしの会きりぎり
 特別出演 下澤いづみ氏

その他 事前申し込みは不要。
 問合せ先 西尾市立図書館(☎
 56・6200)

福祉

交通事故に遭ったら届け出を

国民健康保険や後期高齢者
 医療保険の加入者が交通事故
 に遭い、その保険を使って治
 療を受ける場合は、警察に届
 けるとともに、保険年金課に
 も届け出(第三者行為による
 被害届)が必要です。特に加
 害者と示談を結ぶ場合は、そ
 の前に必ず届け出をし、保険
 年金課にご相談ください。

●医療費は加害者側が負担
 交通事故などのように、第
 三者の行為によってけがをし
 た場合、その医療費は原則と
 して加害者が負担すべきもの
 です。このため、国民健康保
 険や後期高齢者医療保険を使
 った診療を受けた場合は、そ
 の保険が負担した医療費を、
 後で被害届に基づき加害者に
 請求することになります。

問合せ先 保険年金課国民健康
 保険担当(☎65・2103)
 ・医療担当(☎65・210)

**地域子育て支援センタ
ーくさの実「遊ぼう会」**

対象 1歳以上のお子さん
 とその保護者で、原則4回全
 てに参加できる方

日時 2月20日～3月13日の
 毎週木曜日 全4回 午前
 10時～11時30分

場所 地域子育て支援センタ
 ーくさの実(くさの実保育
 園内)

内容 手遊びや絵本、紙芝居
 を見たり、手・指・全身を
 使って遊んだりします。

定員 20組。ただし、初めて
 参加する方を優先。

参加料 無料
 申込・問合せ先 1月28日(火)午
 前10時～31日(金)午後3時に
 直接または電話で地域子育
 て支援センターくさの実
 (☎56・8311)へ。代
 理人による申し込みはでき
 ません。

**医療費・障害者控除を受け
るための確認書などを交付**

●要介護認定に係る主治医意
 見書の確認書

傷病のため、おおむね6か
 月以上寝たきり状態で、治療

岩瀬文庫
 市民ギャラリー案内
 問合せ先 文化振興課庶務担当
 (☎56・6660)岩瀬文庫内

期間	イベント名
1月21日(火)正午～2月2日(水)午後3時	花むすびの会
2月4日(火)午後1時～9日(水)午後3時	第1回春苑会生徒作品展「ペン字と友に」
2月11日(火)午後1時～23日(水)午後3時	NE art 展

開館時間 午前9時～午後4時
 休館日 月曜日・日曜日・祝日の
 場合は火曜日も休館
 入場料 無料
 申込方法 利用する週の月の
 6か月前の月始めから直接岩瀬文庫
 へ
 ※先着順。電話での申し込み不可
 ※その他 上記の内容は出展者の部
 合により変更する場合があります

のためにおむつが必要な方は、
 おむつ代が平成25年分の所得
 税や市・県民税の申告で医療
 費控除を受けることができます。
 通常は、医師が証明する
 「おむつ使用証明書」を添付
 しますが、次の要件全てを満
 たせば、市が交付する「要介
 護認定に係る主治医意見書の
 確認書」を添付することで、
 医療費控除を受けることがで
 きます。

①おむつ代の医療費控除を
 受けるのが2年目以降の
 方
 ②介護保険の要介護認定を
 受けていて、認定に係る
 主治医意見書の内容が一
 定の要件に当てはまる方
 ※意見書の内容などによ
 り、医師の証明書が必
 要になる場合があります。

●障害者控除対象者認定書
 申告で障害者控除を受ける
 には、通常は障害者手帳など
 を提示しますが、寝たきりや
 認知症などの方で介護保険の
 要介護認定を受けていて、一
 定の要件を満たせば、市が交
 付する「障害者控除対象者認
 定書」を添付することで、障
 害者控除を受けることができ
 ます。

◆共通事項
 申請・交付場所 長寿課、各
 支所生活課
 交付申請に必要なもの 控除
 対象者や申請者の確認がで
 きるもの(介護保険被保険
 者証など)

問合せ先 長寿課認定審査担当
 (☎65・2123)

**「赤い電車に乗って鳥羽の火祭りへ行かまい！」
企画参加者募集**

企画広報課 ☎66・1162

鳥羽の火祭りは燃え残った竹で箸を作り、その箸で食事をすると歯の病にかからないと伝えられている祭りで、当日は、会場で由来を説明します。また市民まるごと赤い電車応援団オリジナルピンバッジを記念品としてプレゼントします。

とき 2月9日(日)

集合時間 午後6時10分

ところ 鳥羽神明社(名鉄三河鳥羽駅下車徒歩10分)

※鳥羽神明社で自由解散

集合場所 名鉄三河鳥羽駅前

(赤い電車応援団受付所)

参加費 無料(三河鳥羽駅までの交通費は各自負担)

申し込み 1月20日(月)までに

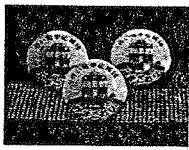
ハガキ、ファクスで郵便番号・住所・氏名・電話番号、「赤い電車に乗って鳥羽の火祭りへ行かまい！」を

記入の上、企画広報課(〒

443-8601

FAX 66・1119

0)へ。



その他の情報

償却資産の申告をお忘れなく

税務収納課 ☎66・1114

償却資産申告書の提出期限は1月31日(金)です。事業経営のために使用する機械設備などの償却資産を取得し、引き続き平成26年1月1日現在所有する方は、申告が必要です。詳しくは、税務収納課固定資産税償却資産担当へ。

1月から県税の還付業務体制が変わります

税務収納課 ☎66・1116

現在、各県税事務所で行っている県税の還付業務は、1月から名古屋東部県税事務所に集約します。1月以降、県税の還付は、各事務所へ問い合わせ、これに伴い、還付請求権譲渡は名古屋東部になります。また、振込先を確認す

轄の県税事務所だけでなく名古屋東部県税事務所から行うこともあります。なお、12月までに管轄の県税事務所から発行する送金支払通知書の再発行は管轄の県税事務所に問い合わせください。
☎052・954・6047
愛知県総務部税務課

介護が必要な方の所得申告

長寿課 ☎66・1176

納税者本人または扶養親族の方が「障がい者」にあたる場合、確定申告の所得申告をするときに、「障害者控除」として一定の金額を所得金額から差し引くことができます。障害者控除に該当する方は、身体障がい者・精神障がい者・保健福祉・療育・戦傷病者などの手帳をお持ちの方、または障がいがあると診断された方です。また、障害者手帳などがなくても、年齢65歳以上の介護保険制度に基づく要介護認定(要介護1〜5)を受けている方で、身体障がい者に準ずる者として認定されている方は「障害者控除対象者認定書」の交付をうけることで「障害者控除」の適用を受けることができます。

名古屋法務局蒲郡証明サービスセンターをご利用ください!

1月20日(月)から、市役所庁舎内に「名古屋法務局蒲郡証明サービスセンター」が開設されます。この窓口では、タッチパネル方式の証明書発行請求機を操作していただき、登記事項証明書などを取得できます。ぜひご利用ください。

- ◆設置場所 市役所新館1階 会計室隣
- ◆利用時間 月～金曜日(国民の祝日・休日および年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時30分
- ◆交付証明書の種類
 - ①土地・建物の登記事項証明書
 - ※地図や図面に関する証明書は取り扱いません。
 - ※地番・家屋番号が特定できないと取得できませんので、権利証などで、確認の上お越しください。地番・家屋番号は、いわゆる住居表示番号とは異なりますので、ご注意ください。
 - ②会社・法人の登記事項証明書(代表者事項証明書を含む)
 - ③会社・法人代表者の印鑑証明書
 - ※印鑑カードと代表者の生年月日の入力が必要となります。
- ◆問合先 名古屋法務局豊川出張所 ☎86・2115

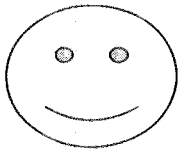


行政課 ☎66・1155

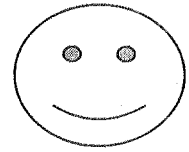
1月から市民病院に「診察状況表示システム」を導入します

- 1月6日(月)から、市民病院は、患者さんを診察室へ案内し、診察状況を表示する「診察状況表示システム」を導入します。このシステムにより、受付番号を基に待合室や各診察室前で診察状況を表示します。
- ◆ご予約のある患者さんを含め診察券をお持ちの患者さんは、新たに総合受付カウンター横に設置する再来受付機に診察券を入れ、受付をしてください。
- ◆初診または診察券をお持ちでない患者さんは、再来受付機に並ばずに直接中央受付で手続きをしてください。
- ※診察券をお持ちでない方は再来受付機で受付ができませんので、必ず診察券をお持ちください。診察券を紛失された方は中央受付で診察券の再発行をお受けします。
- ◎中央受付、再来受付機ともに受付開始時間は午前8時30分ですが、診察はこれまでと同様に予約時間のとおりに行いますので、来院の際は、時間を調整いただき、混雑の解消にご協力をお願いします。

市民病院事務局 ☎66・2200



要介護認定を受けている方でそれぞれの要件を満たす場合、
受けることのできる様々なことがあります。



サービスを受けられた方へ

介護保険サービスを利用し自己負担額を支払った後もらう領収書は、高額介護サービス費受給や確定申告の際に医療費控除に利用することができます。これらを受けるためには該当の領収書の原本が必要です。大切に保管してください。

なお、初めて高額介護サービス費受給対象者となった方には長寿課から通知を送ります。

所得税等申告で使用する障害者控除対象者認定書について

65歳以上の要介護認定を受けている方は、申請していただくことにより障害者控除対象者認定書を無料で発行します。ただし、障害者控除の適用外となることもあります。ご了承ください。

基準日は12月31日となるため、年末調整や確定申告の時期にご相談ください。

なお、障害者手帳をお持ちの方は障害者手帳の提示で障害者控除を受けられるため、障害者控除対象者認定書の発行の必要はありません。

蒲郡市家族介護用品券について

介護しているご家族の方は、申請していただくことにより月6000円分の介護用品（紙おむつ・清拭用品・口腔ケア用品等）と引き換えができる蒲郡市家族介護用品券を受け取ることができます。なお、給付には以下の条件をすべて満たす必要があります。ご確認ください。

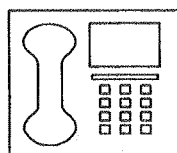
- 給付の条件＝
- ・対象者が要介護4もしくは5であること
 - ・家族が在宅で対象者を介護していること
 - ・世帯全員が市民税非課税であること(対象者が独居の場合は介護者の世帯も非課税でないとい該当になりません。)

おむつの使用証明について

介護で使用のおむつ代について確定申告の医療費控除の対象と認めるための証明書を無料で発行します。

なお、一定の条件を満たすことで証明書を発行することができます。該当するかどうかなど、まずは長寿課にご相談下さい。

それぞれには色々な条件があるため、不明点やご相談がある場合は下記までご連絡ください。



問合せ先

蒲郡市役所長寿課：TEL 66-1176（直通）

FAX 66-3130

要介護認定を受けられた方へ

◎ 介護サービスを利用する前に、まずケアマネジャーを決めましょう。そのためには、当案内下部にあるケアマネジャーの在籍する居宅介護支援事業所一覧をご覧になり一箇所を選んでお問い合わせください。

◎ ケアマネジャーはご本人の心身の状態やご本人及びご家族の介護に対する希望等を聞き『サービス計画』を作成し、状況にあった介護サービスが利用できるよう調整します。デイサービスやヘルパー等を含む在宅サービスだけでなく介護保険施設への入所等の相談もできますので、施設利用を希望される方もご利用ください。なお、このサービス計画の作成料及び相談料は無料です。

➤ サービス計画作成を依頼する事業所やケアマネジャーは途中で変更することができます。

➤ サービス計画はケアマネジャーに依頼せずにご本人及びご家族が作ることも可能です。ご希望の方は長寿課までお問い合わせ下さい。

居宅介護支援事業所一覧

事業所の名称	所在地	連絡先
蒲郡社会福祉協議会指定 居宅介護支援事業所	〒443-0056 神明町18番4号 (蒲郡市勤労福祉会館内)	TEL 67-0111 fax 69-3993
形原眺海園介護支援事業所	〒443-0104 形原町西稲荷18番地2	TEL 58-1181 fax 57-8134
蒲郡眺海園介護支援事業所	〒443-0003 五井町五反田7番地1	TEL 69-1397 fax 69-1390
医療法人北辰会指定 居宅介護支援事業所みらいあ	〒443-0035 栄町9番20号	TEL 67-0126 fax 67-0132
とよおか介護支援センター	〒443-0011 豊岡町梶田8番地 (とよおかクリニック内)	TEL 67-1164 fax 67-1169
JA蒲郡市介護センター	〒443-0058 上本町2番25号	TEL 68-8005 fax 68-5074
たいよう形原	〒443-0104 形原町西中田5番地1	TEL 56-0331 fax 56-0333
コープあいち福祉サービス 蒲郡	〒443-0005 水竹町横枕3番地1	TEL 67-1811 fax 67-1812
ひかりの森	〒443-0022 三谷北通四丁目55番地	TEL 66-1760 fax 66-1761
さかえの郷ケアプランセンター 若宮	〒443-0021 三谷町若宮189番地	TEL 68-2442 fax 68-1020
有限会社鹿島居宅介護支援 事業所	〒443-0037 鹿島町浜田8番地2	TEL 67-1802 fax 67-1802
ゆのか	〒443-0022 三谷北通四丁目120番地	TEL 66-3620 fax 66-3621
ケアプランひなた	〒443-0046 竹谷町横井25番地8	TEL 79-6664 fax 79-9299
そよ風の里居宅介護支援 事業所	〒443-0046 竹谷町犬飼港1番地9	TEL 67-0860 fax 67-0881

(平成26年7月1日現在)

■申告に必要なもの

区分	必要なもの	対象
収入関係	収支内訳書(すべて記入してください)	事業所得、不動産所得のある人
	源泉徴収票	給与、年金、報酬のある人
	支払通知書	上場株式などに係る配当所得のある人
控除関係	支払証明書	下記の保険料などを支払っている人 ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料 (支払済証明書を1月中旬ごろに送付します) ・国民年金保険料、国民年金基金掛金 ・生命保険料、地震保険料
	障害者手帳、療育手帳または障害者控除対象者認定書	障害者控除を受ける人
その他	医療費、介護保険施設利用料などの領収書	医療費控除を受ける人 ※2
	申告書、印鑑	すべての人
	預金通帳などの口座番号(本人名義のもの)	所得税の還付金のある人

※1 障害者控除対象者認定書

平成25年12月31日現在で65歳以上の要介護認定者のうち、該当する人を対象に福祉課で交付します。

この認定書で障害者控除の適用を受けることができます。要介護認定時の主治医意見書の内容から障害者または特別障害者に準ずると思われる人は、認定申請書を提出してください。なお、認定書の交付に日数が必要な場合がありますので、早めに用意してください。

※2 医療費控除

- 平成25年中に支払ったものに限りです。
- 生命保険の給付金や社会保険の療養費・出産一時金などは、支払った保険料から差し引いてください。
- 介護保険サービス等利用料の医療費控除は、対象の項目のみです。
- おむつ代の医療費控除には次の書類が必要です。

①初めて控除を受ける人 → おむつの領収書、医師が証明する「おむつ使用証明書」

②2年目以降で、介護保険認定時の主治医意見書の内容からおむつの使用が確認できる人

→ おむつの領収書、福祉課発行の「おむつ使用の確認書」

問合せ (障害者控除対象者認定書・おむつ使用の確認書)

福祉課高齢チーム(保健センター内) ☎ 34-7744

事業主の皆さんへ

給与支払報告書の提出期限は1月31日金

平成25年中に給与・賞金・青色事業専従者給与などを支払った場合は、1月31日(金)までに、給与支払報告書を税務課へ提出してください。

http://www.e-tax.nagoya.jp/

ホームページ

問合せ先 常滑市税務課 0565-34-3141

※5年間は提出を求められることがありますので、保管してください。

③還付が早い e-Taxでの申告は、早期処理するなどの通常より早く還付されます。

②添付書類の提出を省略 医療費の領収書や源泉徴収票などの添付書類は、提出・提示を省略することができます。

①国税庁のポータルページから電子申告 確定申告書を作成ソフト上より、から直接電子申告ができます。

確定申告書はe-Taxへ

早くて便利!

平成25年12月

要介護認定を受けている方へ お知らせ

常滑市 福祉課 高齢チーム・介護保険チーム
保健センター内 電話番号34-7744

I. 所得税申告、市県民税申告の控除について

所得税、市県民税申告（申告会場・受付時間）については、広報とこなめ1月号をご覧ください。

●「障害者控除」の対象となる場合があります

65歳以上の方で障害者手帳等をお持ちでない場合でも、要介護認定の状態から障害者控除の対象になる場合があります。控除を受ける場合は「障害者控除対象者認定書」の書類が必要です。

要介護認定の主治医意見書に記載の認知症高齢者の日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度等の度合に応じて、障害者または特別障害者に準ずると判定しますので、福祉課に備え付けの「障害者控除対象者認定申請書」を提出してください。対象者には「障害者控除対象者認定書」を交付します。交付に日数がかかる場合があります。

●「介護サービス利用費用は、医療費控除」の対象となる場合があります

領収書の添付が必要です。

介護サービス利用事業所からの領収書の中に、「医療費控除の対象」と記載のある金額です。高額介護サービス費、保険金等で補てんされる金額は差し引きます。

●「おむつ購入代金は医療費控除」の対象となる場合があります

領収書の添付と下記のどちらかの書類が必要です。おおむね6ヶ月以上寝たきり状態にある等の方が対象となります。

- ①初めての方（一年目）の場合は、「おむつ使用証明書」に主治医の証明が必要です。「おむつ使用証明書」の用紙が税務課、福祉課にありますので主治医の証明を受けてください。
- ②2年目以降では、要介護認定の主治医意見書の記載から、おむつの必要性が確認できる場合は「確認した書面」で、主治医の「おむつ使用証明書」に替えることができます。福祉課に備え付けの「確認願」を提出してください。対象者には「確認した書面」を交付します。交付に日数のかかる場合があります。

Ⅱ. 災害時要援護者制度について

ひとり暮らし高齢者や障がい者等災害時要援護者を、ご本人または家族の申請により災害時要援護者台帳に登録し、その情報を地域の支援者・支援組織に普段から提供するとともに災害発生時に安否確認や避難誘導などできる限りの支援をお願いする制度です。

・災害時要援護者

対象者：在宅で要介護度3以上の人

70歳以上のひとり暮らし高齢者

家族などの支援が困難で緊急時に支援が必要な人

障がい者

- ・支援者：地域の自主防災班（区長・町内長）、民生児童委員、老人協力員等
- ・対象者の方で登録希望の場合は、福祉課へ申請書を提出してください。

※登録台帳の利用・提供範囲について

登録台帳に記載する情報の利用・提供範囲は、個人情報保護に配慮し市の関係部課と支援者に限定しています。

なお、支援者は、実際に災害が発生し災害時要援護者に対する支援が必要となった場合、一般市民にも協力を要請するために情報を開示できます。

Ⅲ. 見守りキット配付について

緊急時に医療情報を伝えるための手段として、見守りキット（救急医療情報キット）を配付しています。

・対象者：65歳以上のひとり暮らしの人

65歳以上の人だけで生活をしている世帯の人

日中ひとりになってしまう65歳以上の人で必要な場合

- ・内容 ①緊急連絡先、かかりつけの病院、薬等を記載した「救急情報シート」をプラスチック容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管します。
- ②冷蔵庫に容器が入っている目印のマグネットシールを貼っておきます。
- ③救急搬送時に救急隊員が冷蔵庫を確認し、救急情報シートを取り出し利用します。

- ・配付希望の場合は、福祉課までお越しください。

※ご注意 救急情報シートは常に最新の内容に書き換えてください。

Ⅳ. おむつ券の補助について

介護保険制度で「要介護2～5」の認定のある方で、在宅で介護している方には補助があります。必要な方は福祉課まで申請をしてください。

乳がん・子宮頸がん 無料検診はお済みですか

「がん検診推進事業」として、市では特定の節目年齢の方に、乳がん検診、子宮頸がん検診の無料クーポン券を6月下旬に発送しています。有効期限は、平成26年2月28日(金)までです。忘れないよう期限までに受診してください。

※無料クーポン券を紛失した方は、再発行をしますので保健センターに問い合わせてください。

自分の体なから
自分で管理しなげやね



問合せ 保健センター(☎56-4111)
8020・90018

歯の健康表彰

生涯を通じて歯や歯茎の健康づくりに取り組み、歯の喪失を予防することが健康生活の秘訣です。

10月20日(日)に市民文化会館で表彰式を行い、90歳以上で18本以上、80歳以上で20本以上の自分の歯を残している方々が表彰されました。

9013長形(草井、上野、小折) 敬称略) 社
子(小折町)

今井喜一(後飛保町)、舟橋恵美子(天王町)、武馬孝行(東野町)、尾関八郎(後飛保町)、倉橋小さ子(小杵町)
テレビで言っていたけど
歯磨きは自分磨きなんだって

歯の健康表彰おめでとうございます!



8020表彰者(順不動、敬称略) 社

- 田美恵子(上奈良町)、中尾義雄(村久野町)、三ツ口博(今市場町)、長谷川せつ子(小折町)、杉下國明(上奈良町)、保房嘉恵(木賀町)、土田きみ子(田代町)、古田美喜子(前飛保町)、進藤幸夫(古知野町)、高野千勢子(木賀町)、千田加奈江(赤童子町)、光田幾子(今市場町)、福田さかゑ(木賀町)、中山幹男(飛高町)、米田さだ子(安良町)、池田豊子(五明町)、曾和信行(力長町)、小栗浩(赤童子町)、鈴木雅子(前野町)、田代俊隆(藤ヶ丘)、岸久子(布袋下山町)、大森静子(東野町)、酒井ミキ(五明町)、木村澄子(勝佐町)、高山勤(赤童子町)、古田みち子(力長町)、松本成子(東野町)、廣島國光(木賀町)、高橋嘉子(古知野町)、北村巖(上奈良町)、柴山節子(前飛保町)、佐野芳子(東野町)、上野二三(後飛保町)、馬場保行(草井町)、小金丸允

(草井町)、服部光子(宮後町)、小栗郁子(赤童子町)、吉村貞夫(奇木町)、青山勇(村久野町)、今井鉦一(東野町)、嵐山行江(安良町)、社本磐(和田町)、倉橋敏郎(高屋町)、社本敏(宮後町)、大森好道(東野町)、安井滋(五明町)、向井榮子(宮後町)、金森豊彦(宮後町)、鵜飼佐治子(小郷町)、濱井公子(宮田神明町)、中西すみ江(飛高町)、松本文夫(赤童子町)、翠久米子(小杵町)、高井三雄(慈光堂町)、田原秀山(赤童子町)、三好千代美(上奈良町)、酒井田一美(前飛保町)、鈴木和子(上奈良町)、田川静子(布袋町)、岩田静子(五明町)、吉良浩(山尻町)、岩井すゑの(村久野町)、棚橋利郎(小折本町)、伊藤三四吉(般若町)、古川友代(藤ヶ丘)、可児武(布袋下山町)、滝かなゑ(高屋町)、青山和男(赤童子町)、土本房子(古知野町)、前田千賀子(五明町)、斧木久子(木賀町)、岩田美代子(古知野町)、高橋恭次(飛高町)、沢田和子(上奈良町)、奥村年之(赤童子町)、安田計子(古知野町)、野木森英雄(赤童子町)、後藤耀一(中奈良町)、酒井秋子(野白町)、岩田智子(尾崎町)、夏目朝夫(高屋町)、朝倉情子(古知野町)、尾関時正(東野町)、細川幸子(上奈良町)、大脇美智子(和田町)、森田稔(高屋町)、大島政彦(赤童子町)、三ツ口清子(今市場町)、藤本東三(上奈良町)、沢田幸子(上奈良町)、古池祥悟(古知野町)

問合せ 保健センター(☎56-4111)

要介護等認定高齢者の 障害者控除について

納税者本人または控除対象配偶者や扶養親族の方が障害者などに当たる場合、確定申告などの所得申告をするときに、障害者控除を受けることができます。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けていない方でも、65歳以上の方で、障害者などに準ずる者として市長の認定を受けた場合は、障害者控除の対象となります。

これまでは、認定申請した方に、「障害者控除対象者認定書」を発行していましたが、今年度からは、毎年、対象となる方に市から郵送する方法に変更します。

なお、認定の基準日は毎年12月31日現在であることから、今年度については、平成26年1月末ごろに発送する予定です。

問合せ 高齢者生きがい課(内線434)

公的年金の給付額が 変更になります

公的年金の給付額が、10月から1%引き下げられました。12月の支払い分から反映されます。受給されている皆さんへは、平成25年12月に日本年金機構から年金額改定通知書が送付されます。

問合せ 一宮年金事務所(☎0586-45-1417)

江南市障害者控除対象者認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号及び第2項第6号並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号及び第7条の15の7第6号の規定による障害者控除対象者の認定について必要な事項を定める。

(認定)

第2条 市長は、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定又は同法第32条の規定による要支援認定を受けた65歳以上の者を、別表に掲げる区分に応じて認定するものとする。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 療育手帳の交付を受けた者又は知的障害者福祉法施行令（昭和35年政令第103号）第1条による判定書の交付を受けた者
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者
- (4) 戦傷病者手帳の交付を受けた者
- (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた者

(認定書の交付)

第3条 市長は、毎年1月に、前年の12月31日を基準日とした障害者控除対象者認定書（様式第1）を交付する。

(交付の申請)

第4条 第2条の認定を受ける者は、前条の規定にかかわらず、障害者控除対象者認定申請書（様式第2）により、市長に対して障害者控除対象者認定書の交付を申請することができる。

2 市長は、前項による申請があったときは、障害者控除対象者認定書を速やかに交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

認定区分	認定基準	
障害者	(1) 要支援2	① 主治医意見書又は認定調査資料に記載されている障害高齢者自立度がA1・A2・B1・B2・C1・C2のいずれかに該当する者
		② 主治医意見書又は認定調査資料に記載されている認知症高齢者自立度がⅡa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・Mのいずれかに該当する者
	(2) 要介護1の者、要介護2の者及び要介護3で(3)①又は②に該当しない者	
特別障害者	(3) 要介護3	① 主治医意見書及び認定調査資料に記載されている障害高齢者自立度がB1・B2・C1・C2のいずれかに該当する者
		② 主治医意見書及び認定調査資料に記載されている認知症高齢者自立度がⅣ・Mのいずれかに該当する者
	(4) 要介護4の者及び要介護5の者	

様

江南市長

年分 障害者控除対象者認定書

下記の者を、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号及び第2項第6号並びに地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号及び第7条の15の7第6号に定める 障害者 ・ 特別障害者 として認定する。

記

住 所	
被保険者氏名	
生 年 月 日	
性 別	
被保険者番号	

年分 障害者控除対象者認定申請書

江南市長

次のとおり申請します。

対象者	被保険者番号											
	フリガナ											
	氏 名											
	住 所											
	生年月日											
	現 判 定	要介護状態区分 1 2 3 4 5 要支援状態区分 2										
	有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日										

申請者	氏 名					続 柄	
	住 所						

確定申告

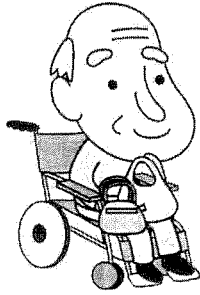
控除用の書類を発行

申込み・問合せ 福祉課

障害者控除対象者 認定書

身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の高齢者で、要介護1以上の認定を受けている方は、所得税の確定申告、市民税・県民税の申告のときに、障害者控除、または特別障害者控除の適用を受けることができます。

25年12月31日現在、下表



のいずれかの区分に該当する方は、障害者控除対象者認定書の交付が受けられます。

おむつ使用証明書

医療費控除を受けるため、所得税の確定申告、市民税・県民税の申告をする方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」、または「知多北部広域連合が主治医意見書の内容について確認した書類」を添付すること、おむつ代が医療費として認められます。

次のいずれにも該当する方は、「知多北部広域連合が主治医意見書の内容について確認した書類」の交付を福祉課で受けられます。

●おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降である方

障害者控除対象者認定書の交付を受けられる方

要件	区分	特別障害者	普通障害者
障がいの状態		寝たきり老人	知的障がい者（軽度）、身体障がい者（軽度）に準ずる
要介護度		要介護3～5	要介護1以上
要介護認定のために作成された主治医意見書の記載状況		障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が、「B1」以上であること 認知症高齢者の日常生活自立度が「M」以上であること	
寝たきり状態の期間		毎年12月31日からさかのぼって、6カ月以上の期間があること	

●介護保険の要介護認定申請時に作成された主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が「B1」以上で、尿失禁の発生可能性に「あり」の記載がある方

まちづくり会議



市では、第5次総合計画に沿って市民協働のまちづくりを進めており、地域の皆さんの活動はその要となるものです。

今回のまちづくり会議は、コミュニケーションの事例から地域活動の経営、継続性について、参加者の皆さんと市職員が意見交換し、これからのまちづくりを一緒に考えていきます。

皆さんの積極的な参加をお願いします。

日時 2月23日（日）午後1時30分～4時30分

場所 勤労文化会館



▲過去の会議の様子

内容 ①事例紹介「地域の力で地域を元気に」
「コミュニケーション」の視点から
②意見交換

講師 ①久野美奈子さん（NPO法人起業支援 ネット代表理事）

対象 市内在住、または在勤の方

定員 30人。申し込み多数の場合は抽選

申込み・問合せ 2月13日（木）までに住所、氏名、電話番号を電話、またはメールで企画情報課

26.尾張旭市

平成26年1月20日

介護保険要介護認定者のかた、
又はそのご家族等のかた

尾張旭市 健康福祉部 長寿課

「障害者控除対象者認定書」の交付について（お知らせ）

このことについて、下記の要件を全て満たす場合には、原則として確定申告や市民税申告等の税務申告における「障害者」又は「特別障害者」に準ずるとして、「障害者控除対象者認定書」が交付されますので、申告に必要なかたは下記により申請してください。

記

《要件》

- (1) 対象者自身が確定申告や市民税申告等の税務申告を行う場合、又は家族等が対象者を扶養親族として税務申告を行う場合。
- (2) 対象者が平成25年12月31日時点で満65歳以上である。
- (3) 対象者が平成25年12月31日時点で要介護1以上の認定を受けている。

※ 介護保険における主治医意見書や認定調査の内容から判断しますので、上記要件に関わらず、「障害者控除対象者認定書」が交付されない場合があります。

《申請方法》

裏面の申請書に必要事項を記入のうえ、長寿課へご提出ください。（郵送可）

※「障害者控除対象者認定書」については、後日申請者宛に郵送します。

《その他》

・身体障害者手帳等の交付を受けている場合は、申告時に同手帳の提示により障害者控除等が受けられますので、本申請は原則不要です。

・平成24年分以前の所得について、遡って申告する場合は、その旨を長寿課へお申し付けください。

担当 長寿課 長寿支援係

電話 0561-76-8143（直通）

0561-53-2111（代表）

内線 343・344

○ 控除を受けるために必要な書類

種類	必要書類
配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者の前年中の所得金額が分かる書類(源泉徴収票など)
医療費控除	支払った医療費の領収書、保険などからの補てん金額の分かるもの
社会保険料控除	国民年金等支払証明書、国民健康保険税などの支払い金額が分かるもの
生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の支払証明書
地震保険料控除	地震保険料、旧長期損害保険料などの支払証明書
障害者控除	身体障がい者手帳、療育手帳など
寄附金税額控除	寄附金額と寄附先が分かる領収書など

※この他に、雑損控除、小規模企業共済等掛金控除、勤労学生控除などあり。詳しくはお問い合わせください。

○ 市・県民税の住宅ローン控除

対象者	控除額
所得税の住宅ローン控除の適用を受け、所得税から住宅ローン控除可能額が控除しきれなかった場合で、平成11～18、21～25年に入居したかた(平成19、20年に入居したかたは対象外)	次のうち、いずれか小さい額 ▼所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ▼所得税の課税総所得金額等の5% (上限97,500円)

※確定申告や年末調整で所得税の住宅ローン控除を受けるかたは、市への申告は必要ありません(初めてこの制度の適用を受ける場合は、所得税の確定申告が必要です。詳細は尾張瀬戸税務署(TEL.82-4111)へお問い合わせください)。

※源泉徴収票をお持ちのかたは、摘要欄の「住宅借入金等特別控除可能額」「居住開始年月日」に記載があることをご確認ください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付確認書を送付

平成25年中に納付した国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の額を記載した確認書を今月下旬に送付します。確定申告書などで社会保険料控除として記入する際にご利用ください。

なお、申告には「保険の種類」「納付額」を記入するのみで、納付確認書や領収書の添付は不要です。

●問い合わせ先/市役所保険医療課国保年金係 TEL.76-8151、高齢者医療係 TEL.76-8153

要介護認定を受けているかたなどへ

① おむつ費用の医療費控除確認書

この控除を受けるのが2年目以降のかたは、医師の「おむつ使用証明書」に代えて、市が交付する確認書で申告できます。確認書は市が要介護認定に係る主治医意見書の内容から、寝たきり状態で、尿失禁の発生の可能性があることが確認できる場合に交付しますので、必要なかたは申請してください。

② 65歳以上のかたの介護保険料納付確認書(普通徴収分)

介護保険料は社会保険料控除の対象となります。昨年中に納付書または口座振替で納付したかたを対象に、今月下旬、「納付確認書」を送付します。なお、申告の際は納付額を記入するのみで、納付確認書の添付は不要です。

※介護保険料が年金から天引きされている場合は、納付確認書を送付しません。年金支払い者(日本年金機構など)から送付される源泉徴収票をご確認ください。

③ 障害者控除対象者認定書

おおむね要介護1以上の認定を受けている65歳以上のかたで、身体障がい者手帳などの交付を受けているかたと同程度の状態である場合、所得税などの税務申告で障害者控除が受けられます。該当するかたには認定書を交付しますので、印鑑を持参のうえ申請してください。

●申請・問い合わせ先/市役所長寿課 ①②介護保険係 TEL.76-8144 ③長寿支援係 TEL.76-8143

所得税の青色申告決算等説明会および年末調整等説明会を開催します

平成25年分の所得税の青色申告決算等説明会と年末調整等説明会が開催されます。

青色申告決算書用紙は、確定申告書用紙等に同封されますので、事前送付はされません。

なお、青色申告をされる人で平成24年分の確定申告についてe-TAX・国税庁ホームページ確定申告書等作成コーナーを利用された人には、青色申告決算書等は送付されませんので、必要な人は説明会会場でお受け取りください。

また、青色決算書関係書類は国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) からダウンロードすることもできます。

種類	とき	ところ	対象者
所得税の 青色申告決算等説明会	11月19日(火) 10:00～12:00	小牧市市民会館	個人で、青色申告をされている人
	11月21日(木) 10:00～12:00	春日井市東部市民センター	
年末調整等説明会	11月19日(火) 13:15～15:15	小牧市市民会館	個人および法人の源泉徴収義務者
	11月21日(木) 13:15～15:15	春日井市東部市民センター	

●問合先 小牧税務署青色申告決算等説明会担当 (☎0568-72-2113) または、年末調整等説明会担当 (☎0568-72-2116) まで。

11月11日(月)～17日(日)は 税を考える週間です

「税を考える週間」は、生活に深いかかわりがある「税」について、その仕組みや使われ方などを一人でも多くの皆さんに、正しく理解していただくために設けられたものです。

市では「税を考える週間」にあわせて、市内小学生の税に関する習字のうち、優秀な作品を次のとおり展示します。

●とき 11月11日(月)～17日(日)

●ところ 生涯学習センター2階市民ギャラリー

●問合先 税務課課税グループ (☎38・5806) まで。

障害者控除対象者認定書を送付します

介護保険で要支援1以外の要介護認定を受けている人は、障害者手帳・療育手帳等交付者でなくても、「障害者控除対象者認定書」を提示する

ことで年末調整や所得税の確定申告時に障害者控除を受けることができます。

該当する人には、11月中旬に認定書を郵送します。なお、平成25年に亡くなっている場合は、その時点の認定に基づいて送付します。

障害者控除とは

障害の程度により障害者控除と特別障害者控除があり、それぞれに応じた金額を所得税や市県民税の申告で所得から控除することができる制度です。

障害者控除額	所得税27万円 市県民税26万円
特別障害者控除額	所得税40万円 市県民税30万円

この認定書は、障害者関係各法に基づき認定とは異なり、要介護認定に係る主治医意見書の記載内容等により認定されるものです。

この認定書は、障害者控除の対象となる人の障害事由が存続している期間有効となります。

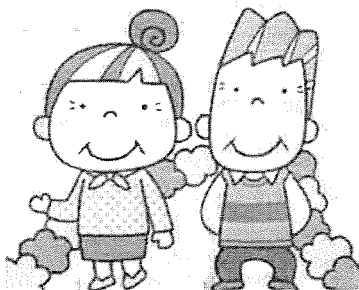
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの人は、各手帳の判定区分により障害者控除を受けることができるため、この認定書は必要ありません。

また、控除対象者を扶養する人が

所得の申告をする必要がない場合は、この認定書は必要ありません。

●問合先 介護福祉課介護保険グループ（☎38・5811）まで。

みんなで「介護」を支えよう 11月11日は「介護の日」です



高齢化が進み、親や配偶者など、家族の介護をする人が増えていきます。現在、介護をしていない人も、いつか家族の介護をする立場になったり、介護される立場になったりするかもしれません。

11月11日は「いい日、いい日」にかけて「介護の日」です。「介護」について考えてみませんか。

「介護」はだれにとっても身近な問題。人はだれでも年をとり、体の機能

が衰えていきます。それに伴い、日常生活のさまざまなことが困難になってきます。また、50歳代、60歳代でも病気をきっかけに、それまでできていたことが、突然、一人では出来なくなってしまうこともありま。現在、介護に携わっていない人にとっても、「介護」は自分や家族に突然起こるかもしれない、身近な問題です。

頑張り過ぎない「介護」を

介護に対する負担感から、介護うつになったり、虐待をしてしまったりする例も近年増えています。こういった状況は、介護する側にとっても、介護される側にとっても不幸なことです。

介護は、介護する人自身が心も体も健康であることが大事です。頑張り過ぎると、体も心もすぐに疲れてしまいます。介護生活を続けるためには、「頑張り過ぎない」ことが大切です。

上手な介護保険の利用を

介護する人が何もかも一人で行う必要はありません。介護保険サービスなどを上手に利用して、介護する人が、心や体を休ませたり、自分の時間を持つたりすることが大切です。心のゆとりができることで、介護する側は、介護される側の気持ちを

考えた思いやりのある介護ができるようになります。

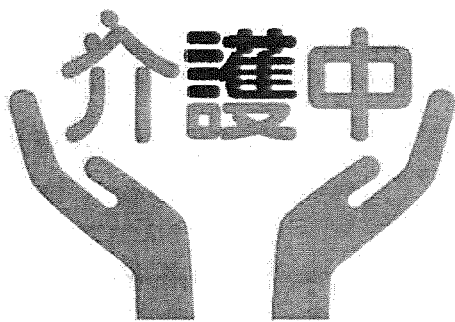
介護で困ったことがあったら、一人で抱え込まないで、市役所や地域包括支援センターに早めに相談してください。

●問合先 介護福祉課介護保険グループ（☎38・5811）または、地域包括支援センター（☎38・0303）まで。

介護マークの普及

配布にご理解ください

介護者にとって介護をしやすい環境づくりを図るため、介護マークの普及および配布をします。



介護マークの配布対象者は、特に認知症高齢者の介護者が、身近な地域以外の駅や外出先で、排泄介助等

をする際に、周囲から誤解を受けることを防ぎ、安心して介護行為ができるようにすることを目標として、介護マークを配布します。

●配布場所 介護福祉課介護保険グループ・地域包括支援センター

●問合先 介護福祉課介護保険グループ（☎38・5811）または、地域包括支援センター（☎38・0303）まで。

無料税務相談を行います

東海税理士会小牧支部では、11月11日(月)～17日(日)の税を考える週間にあわせて無料税務相談を行います。

●とき 11月11日(月)、13日(水)、16日(土)、17日(日) 午前10時～午後4時 ※要予約

●ところ 東海税理士会小牧支部事務局（小牧市中央1-346 木津用水会館2階）

●相談員 東海税理士会小牧支部に所属する税理士

●予約・問合先 東海税理士会小牧支部事務局（☎0568-72-9712）まで。

平成 年 月 日

様

岩倉市介護福祉課長

()

平成 年障害者控除対象者認定書について(送付)

初冬の候ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、年末調整、所得税、市県民税の申告に障害者控除を受けるために必要となりますので下記のとおり障害者控除対象者認定書をお送りします。

記

<対象者>

- (1) 介護保険の要介護認定（要支援1を除く）を受けている方です。
（障害者手帳などの各手帳をお持ちの方を除く）
- (2) 平成 年中に亡くなった場合にも、その時点における認定結果に基づいて送付します。

<問合先>

- ・認定書については…
福祉部 介護福祉課 介護保険グループ
Tel 0587-38-5811
- ・確定申告（障害者控除）については…
総務部 税務課 課税グループ
Tel 0587-38-5806

介護保険要介護認定者の障害者控除について

介護保険の要介護認定を受けている方（障害者手帳などの各手帳をお持ちの方を除く）についても、「障害者控除対象者認定書」により所得の申告時に障害者控除の適用を受けることができます。

平成 年分の年末調整や所得税確定申告時に「障害者控除対象者認定書」が必要となります。

<障害者控除とは>

所得税や市県民税の申告において、所得から控除することができる制度があります。障害の程度により【普通障害者】と【特別障害者】があり、控除額は、次のとおりです。

【普通障害者】 控除額：所得税 27万円、住民税 26万円

【特別障害者】 控除額：所得税 40万円、住民税 30万円

- あなたやあなたを扶養する方が、所得の申告をする必要がない場合は、この認定書は必要ありません。
 - 身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの方は、各手帳の判定区分により障害者控除を受けることができるため、この認定書を交付していません。
ただし、普通障害者として控除を受けることができる方でも、岩倉市の認定基準において特別障害者と判断される場合は特別障害者として扱い認定書を交付しております。
 - 平成 年中に亡くなった場合も、その時点における認定に基づいて、認定書を送付します。
 - この認定書は、障害者関係各法に基づく認定とは異なり、要介護認定に係る主治医意見書の記載内容等により認定されるものです。
- ◎この認定書は、障害者控除の対象となる方の障害事由が存続している期間有効となりますので、失くされないよう保管してお使いください。



確定申告用の「障害者控除 認定書」の交付について



障害者手帳をお持ちでない方に
確定申告に必要な障害者控除認定書をお渡しします。

受付開始 平成 26 年 1 月 6 日 (月) から

(注意：障害者手帳をお持ちの方は申請の必要はありません)

障害者手帳をお持ちでなくても、本人又は扶養親族が介護認定を受けられており、一定の要件を満たす方は、障害者控除（税金を計算する際に、所得から一定金額を差し引くこと）を受けることができます。

税金の申告で障害者控除を受ける必要のある方又はそのご家族は確定申告時に必要な「障害者控除認定書」を交付しますので申請してください。

(注意) 障害者手帳をお持ちの方は、障害者手帳を使って障害者控除を受けることができますので、申請の必要はありません。

対象要件

- ・ 身体障害者手帳を持っていない方
- ・ 65歳以上の方で、平成25年12月31日の時点で、要介護等認定
(要支援2以上)を受けている方

※要支援1の方は該当となりません。また、要支援2以上の方であっても、一部該当とならない場合があります。

申請方法

- ・ 同封の申請書を記入の上、**市役所1F高齢者福祉課窓口**へ提出
- ※郵送の場合は、必ず返信用封筒を同封してください。
切手を貼って

問合せ先：豊明市役所高齢者福祉課 0562 (92) 1261

縮小(75%)

元に戻す(100%)

少し拡大(150%)

更に拡大(200%)

文字が見にくい場合は、上のボタンを押してください

Toyoake City Web Site



人・自然・文化 ほほえむ 安心都市

ホーム > 各課案内 > 高齢者福祉課 > 「障害者控除対象者認定書」(所得税等控除)

「障害者控除対象者認定書」(所得税等控除)

所得税法や地方税法では確定申告をする本人または、扶養親族が身体障害者手帳などの交付を受けている場合、一定金額を所得から差し引くこと(障害者控除)ができます。

次の要件に該当する人は「障害者控除対象者認定書」の対象となる場合があります。該当する人には「障害者控除対象者認定書」を交付しますので高齢者福祉課まで申請してください。

■対象要件■

身体障害者手帳等の交付を受けていない、65歳以上の人で要介護認定を受けている人(平成25年12月31日現在)



・申請は26年1月6日より受け付けます。

このページに関するお問い合わせ先: 高齢者福祉課 介護保険係

電話番号 0562-92-1261 / ファックス番号 0562-92-1141 / E-mail koreifu@city.toyoake.lg.jp

縮小(75%)

元に戻す(100%)

少し拡大(150%)

更に拡大(200%)

文字が見にくい場合は、上のボタンを押してください

Toyuake City Web Site



人・自然・文化 ほほえむ 安心都市

ホーム > 各課案内 > 高齢者福祉課

高年齢者福祉課

■	お知らせ
	「障害者控除対象者認定書」(所得税等控除) NEW!
	地域支援事業 介護予防事業施設 いきいきサービス NEW!
	延滞金の割合の改正について NEW!
	第6期高齢者福祉・介護保険事業計画策定支援業者公募に係る審査結果について NEW!
	在宅医療・福祉統合ネットワーク「いきいき笑顔ネットワーク」ポータルサイト開設 NEW!
	平成24年～26年度 介護保険 制度利用の手引き(PDF)
	認知症サポートマップのご案内
	豊明市高齢者いきいきフェスティバル (H25.8.6)ご参加ありがとうございました NEW!
	豊明市災害時要援護者避難支援制度 NEW!
	「介護サービス情報の公開」について NEW!
	平成24年から 26年度 介護保険料が見直されました
	納税通知書等封筒に掲載する広告の広告主を募集しています
■	介護保険
	介護保険制度
	介護保険料の徴収について<注意>
	介護保険料納付確認書の発送

5 各種控除の案内

(1) 国民健康保険税

後期高齢者医療保険料
介護保険料納付確認書

(保険年金課・高齢福祉課)

1月下旬に各保険税(料)の納付確認書(平成25年中に納めた金額のお知らせ)を郵送します。社会保険料控除の申告にご利用ください。

介護保険料は、普通徴収(納付書もしくは口座振替)があった人にも郵送します。特別徴収(年金からの天引き)のみの人は、年金保険者からの源泉徴収票などで確認してください。

(2) おむつ使用確認書

(高齢福祉課)

要介護認定を受け、おむつ代の医療費控除の適用が2年目以降の人には、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりとなる「おむつ使用確認書(要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類)」を交付します。

主治医意見書の内容によっては認められない場合があります。その場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

(3) 障害者控除

▼対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人、またはその扶養者

平成25年12月31日までに、これらの手帳の申請をした人は、申告時に申し出てください。

(4) 障害者控除対象者認定書

(高齢福祉課)

平成25年12月31日時点で、新たに介護認定の要支援2または要介護1〜5の認定を受け、かつ、主治医意見書により、身体障害者または知的障害に準ずると認定された65歳以上の人には、1月下旬ごろに「障害者控除対象者認定書」を郵送します。

身体障害者手帳などの交付を受けている人は「(3)障害者控除」で控除を受けることができます。

※交付された認定書は、控除事由の存続期間中は継続して使用できるため、昨年と変更のない人には郵送しません。再交付が必要な人は、申請書を提出してください。

6 提出方法など

(1) 電子申告(e-Tax)での提出

所得税、消費税などの申告は、国税庁ホームページで作成できます。

また、作成したデータは、電子申告(e-Tax)を利用して申告できます(電子証明書の取得など事前手続きが必要です)。

●添付書類の提出省略 医療費の領収書や源泉徴収票などの添付書類を省略できます(法定申告期限から5年間は、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります)。

(2) 確定申告書の郵送提出

申告書は郵送でも提出できます。申告書の氏名欄への押印や連絡先の記入漏れ、必要書類の添付忘れなどがないようにご注意ください。

▼提出期間 2月17日(月)〜3月17日(月)

▼郵送先 昭和税務署

(〒467-8510 名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1-4)

7 その他

(1) タックスアンサー

国税庁ホームページには、税金について調べることができる「タックスアンサー」があります。よくある質問の回答なども調べられますので、ぜひご利用ください。

(2) 記帳・帳簿等保存制度の対象者の拡大

これまで個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える人が対象とされていた記帳と帳簿書類の保存制度は、平成26年1月から所得の合計額にかかわらず、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての人が対象となります。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない人も対象となります。詳しくは昭和税務署にお問い合わせください。

○国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp/

○e-Taxホームページ
http://www.e-tax.nta.go.jp/

○タックスアンサー
http://www.nta.go.jp/taxanswer/



平成26年2月17日

各 位

日進市福祉部高齢福祉課

所得税等の申告のための障害者控除対象者の認定書について（送付）

日頃は、市高齢福祉行政に御理解と御協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、所得税の確定申告、市県民税の申告にあたっては、身体障害者手帳などを取得されていない方でも、年末時点で介護保険の要介護認定等を受けている方については、税法上の取扱いにより障害者控除（普通障害もしくは特別障害）を受けることができます。

昨年中新たに要介護認定等を受けられたことにより、障害者控除対象者に該当することになりましたので、認定書を送付いたします。つきましては、下記の点に御留意の上御利用ください。

記

1 今回認定書送付対象者

平成25年12月31日の基準日に、障害者控除対象者として新規に該当した方又は該当理由が変更（普通障害から特別障害、またその逆への変更）になった方

2 障害者控除対象者認定書について

- (1) 介護保険の要介護認定等を受けている方が、税法上の障害者控除を受けるには、福祉事務所長の認定を受ける必要があります。
- (2) 認定書は、該当者が介護保険の要介護認定等を受けており、所得税の確定申告、市県民税の申告にあたっての障害者控除を申告できる者に該当することを証するものであり、他法に基づく障害者として認定するものではないため、この用途以外に使用することはできません。
- (3) 要介護度等の変更がなければ複数年使用可能ですので、利用の際は、コピーを提出し、原本は大切に保管してください。

担当 介護保険係

電話 0561-73-1495（直通）

FAX 0561-72-4554

要介護認定を受けている方の障害者控除について（お知らせ）

65歳以上の方で介護保険による要介護認定を受けている方は、清須市の発行する「障害者控除対象者認定書」により、所得税・市県民税の障害者控除の適用を受けることができます。

★申請のタイミング

12月31日を基準日として翌年の確定申告に使用しますので、翌年1月になってからの申請をお願いします。

★清須市の基準

区分	12月31日時点の要介護度	障害者控除の種類
A	要介護1・2の方	障害者
B	要介護3で、寝たきり度B2以下で認知度Ⅱb以下の方	障害者
C	要介護3で、上記以外の方	特別障害者
D	要介護4・5の方	特別障害者

☆障害者控除対象者認定書についてQ&A

Q. 所得税等の障害者控除の適用を受けられるのはどんな人？

A. 認定対象者本人又は認定対象者を扶養されている方
(所得税等のかからない方は不要です)

Q. 手続きはどのようにするの？

A. 1 「障害者控除対象者認定書交付申請書」を市役所高齢福祉課（清洲庁舎）、本庁舎・西枇杷島庁舎・春日庁舎市民サービスセンター窓口に提出してください。

※申請書は各庁舎の担当窓口にあります。（申請には印鑑が必要です。）

※高齢福祉課（清洲庁舎）では認定書を即日発行いたしますが、各サービスセンターでは即日発行が出来ませんので、後日、受領に来ていただくことになります。

2 交付された「障害者控除対象者認定書」を所得税等の確定申告時に提出してください。

Q. 障害者手帳を持っている場合も認定を受けたほうがいいのか？

A. 障害者手帳により所得税等の障害者控除を受けることができるため、特に認定を受ける必要はありませんが、障害者手帳により受けられる障害者控除の区分が「障害者」である方で、上記の清須市の基準でC、Dの区分に該当する方については、認定をうけることにより「特別障害者」として控除を受けることができます。

お問合せ・・・清須市役所 健康福祉部 高齢福祉課（清洲庁舎）

TEL(代)052-400-2911

介護保険法により介護認定を受けている方

- おむつにかかる費用を医療費控除対象の対象とする場合、**医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要**となります。ただし、前年度から引き続きおむつ費用を医療費控除対象とされる方で、一定の条件を満たしている場合に限り、医師が発行するおむつ使用証明書に代わる書類を市が発行できる場合があります。

詳しくは、高齢福祉課（清洲庁舎）にお尋ねください。

- **要介護認定（要支援者を除く。）を受けている65才以上の方は**、障害者控除の対象となる場合があります。該当される方は、事前に対象者の介護保険被保険証と印鑑を持参のうえ、高齢福祉課（清洲庁舎）・市民課（本庁舎）・西枇杷島支所・春日支所にて「**障害者控除対象者認定書**」の証明を受け、申告時に添付してください。

※ 証明書の発行には5日程度の日数がかかります。

インターネットで確定申告

所得税は、納税者自身が所得と税額を自分で正しく申告し、納税する「申告納税制度」となっています。

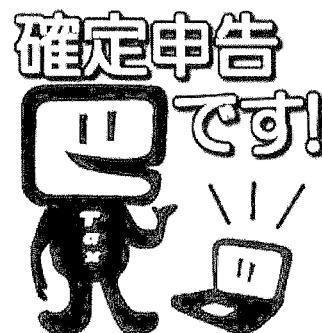
国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自動で計算され、作成した確定申告書等は印刷して税務署へ提出できます。

e - T a x で申告してみましょう!

○e-Tax とは、自宅や事務所などからインターネットを利用して申告、届出等ができる便利なシステムです。e-Tax で所得税の確定申告は、本人の電子署名と電子証明書を付して申告することができます。

○e-Tax を利用した確定申告では、医療費の領収書や源泉徴収票など、その記載内容を入力して送信することにより、提出・提示を省略することができます。（申告期限から5年間は、税務署から書類の提出・提示を求められることがありますので、保管してください。）

※本庁舎申告会場の税理士による無料税務相談のブースでは、申告用パソコンを設置しています。パソコンの操作等がわからない方でも、補助者が説明を行い、e-Tax による申告ができるようにICカードリーダーライタを準備したコーナーを設けていますので、ぜひご利用ください。 e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>



●電子申告に必要なもの

電子証明書が格納された住民基本台帳カード、電子証明書を読み取るためのICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

●住民基本台帳カードと電子証明書の取得

市民課（本庁舎）、西枇杷島支所・清洲支所・春日支所で取得できますが、作成に約30分程度の時間がかかります。確定申告の期間中は、大変込み合いますので早めに取得してください。

●持参していただくもの

- ・本人確認書類2点（運転免許証、旅券等顔写真が付いた公的身分証明書及び健康保険の被保険者証等）、印鑑
- ・ICカード運転免許証の場合には、券面表示ソフトウェアを使用して本人確認ができれば本人確認書類は1点で可
- ・写真入りのカードをご希望の場合は、証明用写真が1枚必要

●発行手数料 住民基本台帳カード 500円・電子証明書 500円

※住民基本台帳カードと電子証明書の取得については、市民課（本庁舎）へお問合せください。

H26.2

市政ニュース

名古屋都市計画生産緑地地区の決定
名古屋都市計画生産緑地地区
の都市計画を決定しました。関係
図書は、次のとおり縦覧できます。
縦覧場所 都市計画課(七宝庁舎)
問合せ先 都市計画課

444-7112

都市計画

飼い主の皆さん 飼い犬のフンの後始末してありますか

最近、犬の散歩時にフンの後始末をきちんと行っている飼い主をよく見かけるようになりました。

当たり前のことですが、とても気持ちのいいものです。ただ、当たり前のことができない飼い主も、少なくありません。責任をもって始末している飼い主にとっては、大変迷惑ですし、犬を飼っていない人にとっては、犬自体に嫌悪感を持つようになりかねません。

飼い犬のフンは、飼い主が責任をもって後始末してください。

まちもこころも美しく保ちましょう。

問合せ先 環境衛生課 ☎444・3132



確定申告における、おむつ代の医療費控除及び障害者控除について

要介護認定により、次の各控除について該当すると思われる方は、介護保険証を持参のうえ、申請をしてください。

おむつ代の医療費控除

おむつ代が医療費控除の対象として認められるには、医師が6か月以上ねたきり状態でおむつの使用が必要であることを認めた場合に発行する『おむつ使用証明書』と『領収書』が必要になりますが、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目からである場合には、市長が交付する『主治医意見書の内容を確認した書類』を『おむつ使用証明書』に代えることができます。『主治医意見書の内容を確認した書類』は、申請により、要介護認定を受ける際に利用した主治医意見書に記載されている内容で「ねたきり状態であること」及び「尿失禁の発生可能性があること」を確認し、発行します。

障害者控除

本人または扶養親族が「障害者(または特別障害者)」に該当する場合、『障害者控除』として、一定金額を所得から差し引くことができます。

この『障害者控除』を受けるには通常、税の申告時に身体障害者手帳や療育手帳などの障がいの程度を証明する書類を提示していただいておりますが、手帳をお持ちでない方でも、65歳以上の方で平成25年12月31日現在(死亡の場合はその日)の介護保険の認定状況が、要介護1以上で、一定以上の障がいがあると認められる方は、市長が交付する『障害者控除対象者認定書』を提示しますと『障害者控除』を受けることができます。なお、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、等級により同等の控除を受けられる場合は、申請の必要はありません。(ただし、障害者手帳等では特別障害者に該当しないが、障害者控除対象者認定書では特別障害者に該当する場合には、申請が必要です。)

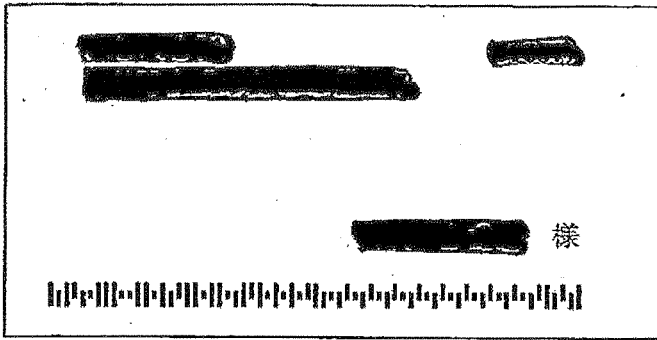
※対象者には、1月中旬頃に申請書を送付させていただきますが、要介護認定新規申請中の方及び要介護認定を継続して転入された方については、要介護1以上でも一定以上の障がいの有無が確認できず、申請書を送付できない場合があります。該当すると思われる方は、介護保険証を持参のうえ、申請をしてください。

※この認定は、障害者各法に基づく障害者認定を行うものではありません。

申請・問合せ先 高齢福祉課 ☎444・3141

福祉





平成26年 1月17日

あま市役所 高齢福祉課 介護保険係

確定申告等の申告にかかる老年者の「障害者控除対象者認定書」の 交付申請について（お知らせ）

日ごろは、市行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

「障害者控除」を受けるには通常、税の申告時に身体障害者手帳や療育手帳などの障害の程度を証明する書類を提示していただいておりますが、手帳をお持ちでない方でも、65歳以上の方で平成25年12月31日現在（死亡の場合はその日）の介護保険の認定状況が、要介護1以上で、一定以上の障害があると認められる方、要介護4以上で6ヵ月以上ねたきりであると認められる方は、市が交付する「障害者控除対象者認定書」を提示しますと「障害者控除」を受けることができます。

交付には別紙の申請書が必要となりますので、注意事項を確認していただき、下記の窓口まで提出をお願いいたします。

■申請窓口■

下記の窓口で申請手続きが出来ます。

- ・ 甚目寺庁舎 高齢福祉課
- ・ 本庁舎 地域包括支援センター美和相談所
- ・ 七宝庁舎 地域包括支援センター七宝相談所

■問い合わせ先■

490-1198 愛知県あま市甚目寺二伴田76番地
あま市役所 甚目寺庁舎 高齢福祉課 電話 052-444-3141

■持ち物■

- ・ 申請書
- ・ 窓口に来られる方の本人確認のできるもの
- ・ 印鑑

■注意事項■

- ① 被保険者本人や被保険者を扶養する方が、確定申告等をする必要がない場合は、申請をする必要はありません。
- ② 原則、身体障害者手帳等をお持ちの方は、申告時にそれを提示すれば控除が受けられるため申請をする必要はありません。
※身体障害者手帳等をお持ちの方でも、要介護認定者の方の中には、控除額が変更になる場合がありますので、「障害者控除対象者認定書」が必要な方は申請願います。
- ③ この認定は、障害者各法に基づく障害者認定を行なうものではありません。
- ④ 申請者が対象者およびその同一世帯で生計を一にする親族以外の場合は委任状が必要となりますので、必ず申請書の委任状欄に対象者の印鑑を押印願います。

障害者控除対象者認定書について

要介護認定を受けてみえる方で、身体障害者手帳などをお持ちでない方でも、要介護度や主治医意見書、認定調査の内容から「障害者」または「特別障害者」に準ずる者として町長が認めた場合、所得税や住民税の所得控除（障害者控除）を受けることができますので、税務申告時に今回送付いたしました「障害者控除対象者認定書」をご利用ください。

なお、この認定書は、本人又はその配偶者や扶養親族が所得税や住民税等の税金の控除を受けるためのものであり、**障害者手帳の代わりとなるものではありません。**

◆対象者

平成25年12月31日現在（死亡の場合は死亡日）で下記の要件すべてに該当する方

- ・満65歳以上の方
- ・要介護1～要介護5の認定を受けている方
（主治医意見書や認定調査の内容からも判断するため、要支援2の方でも状態によって対象になる場合があります。）
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方

◆認定基準と所得控除額

認定区分		身体状況等（めやす）	控除額	
			所得税	住民税
障害者	身体障害者（3～6級）に準ずる方	屋内での生活はほぼ自立しているが、介助なしには外出しない。	27万円	26万円
	知的障害者（軽度、中度）に準ずる方	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。		
特別障害者	身体障害者（1級、2級）に準ずる方	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。またはこの状況よりも重い。	40万円 ※35万円	30万円 ※23万円
	知的障害者（重度）に準ずる方	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。		

※同居している控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者に該当する場合に障害者控除の額に加算する金額

◆留意事項等

1 この認定書は認定区分（障害者、特別障害者）に変更がない限り有効ですので、毎年の税務申告の際にこの認定書を提示するか、写しを添付してください。

なお、全対象者に一斉交付を行っていますが、本認定書は平成25年分の申告用ですので過去の分を申告する場合は、過去に交付された認定書を使うか、再度交付を受けてください。

2 平成25年中に死亡された方につきましても、本認定書が必要となる場合（死亡に伴う準確定申告時、配偶者及び扶養親族の障害者控除申告時等）があるため送付しています。

3 平成25年12月31日現在で障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている方は、本認定書は無効となります。万が一誤送されてしまった場合は、申し訳ありませんが破棄していただきますようお願いいたします。

また、今後障害者手帳の交付を受けた場合も、手帳交付日より本認定書は無効となりますのでご注意ください。

その他、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

問合せ先 東郷町役場 長寿介護課 介護保険係 0561-38-3111 内線 2115
--

障害者控除対象者認定書に関する取扱要領

(目的)

障害者控除の対象となる者は、所得税法上の規定によって、「医師が発行したおむつ使用証明書」を有する者等に限定されていた。

昭和45年6月10日付け社会局長通知で「高齢者の所得税法上の取扱いについて」により障害者控除の対象範囲が拡大された。

この通知の中で、市町村長等が障害者に準ずるものとして「障害者控除対象者認定書」を交付した者が障害者控除の対象に加えられたが、「障害者控除対象者認定書」の交付対象者の判断基準が示されていないことから、町長が交付するにあたって取扱いを定めるものとする。

(判断基準日)

- 1 所得税等の申告に係る当該年の12月31日の状況により判断する。ただし、その控除対象者が既に死亡している場合は、死亡時の状況により判断する。

(対象者)

- 1 65歳以上とする。
- 2 他法による次の認定を既に受けている者は除く。
 - ・療育手帳（知的障害者）
 - ・精神障害者保健福祉手帳
 - ・身体障害者手帳
 - ・戦傷病者手帳
 - ・原爆被爆者のうち厚生労働大臣の認定書
 - ・寝たきり状態である旨の医師の診断書

(町長が認定する際の障害者控除対象者認定の取扱い)

- 1 障害者控除対象者認定を受けようとする者は、障害者控除対象者認定申請書（様式1）を町長に提出するものとする。
- 2 申請書を受理した場合、障害者控除対象者調査票（様式2）により、対象者の障害の程度を調査する。
- 3 町長が認定する際の障害者控除対象者認定の取扱い（様式3）を基準に判断する。
- 4 障害者に準ずる場合は、障害者控除対象者認定書（様式4）に必要事項を記入し交付する。
- 5 過去に遡及して認定する必要がある場合は、備考欄に認定年月日を記載する。
- 6 町長は、前項の規定にかかわらず必要があると認めた場合は、申請を待たず一括して障害者控除対象者認定書を交付することができる。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

障害者控除対象者認定申請書

東郷町長 殿

(申請者)

住 所

対象者との関係

氏 名

()

電 話

所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 10 条及び地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 7 条又は第 7 条の 15 の 11 に定める障害者・特別障害者として認定を受けたいので申請します。

対 象 者	氏 名										
	住 所										
	生年月日	明・大・昭	年	月	日	性 別	男 ・ 女				
	介護保険被保険者番号	0	0	0	0	0					
状 況 等	要支援・要介護 状態区分	要支援 2 ・ 要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5									
	認 定 年 月 日	年 月 日									
	認定の有効期限	年 月 日～ 年 月 日									
	障害者手帳	有 ・ 無	その他障害者控除に該当する 手帳・認定等					有 ・ 無			

障害者控除対象者認定に際して、東郷町で保管する要介護認定等に係る調査内容及び要介護認定審査会による判定結果の情報を閲覧することに同意します。

対象者氏名（本人署名）

障害者控除対象者調査票

対 象 者	氏 名			
	住 所	東郷町		
	生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
心 身 の 状 況	(理解及び記憶)			
	短期記憶 (□問題なし □問題あり)			
	意思疎通：認知能力 (□自立 □いづらか困難 □見守り必要 □判断できない)			
	意思疎通：伝達能力 (□自立 □いづらか困難 □具体的要求 □伝達できない)			
	(身体の状態)			
	□麻痺・筋力低下 (部位： 程度：□軽度 □中度 □重度)			
	□関節の拘縮 (□肩関節 □肘関節 □股関節 □膝関節 □足関節)			
□失調・不随意運動 (□上肢 □下肢 □体幹)				
(その他)				
そ の 他	障害の原因となる 傷病名			
	要介護状態区分	要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5		
	認 定 年 月 日	年 月 日		
	認定の有効期限	年 月 日から 年 月 日まで		
	日常生活自立度	調 査 員	主 治 医	
	障害高齢者自立度			
	認知症高齢者自立度			

様式3 町長が認定する際の障害者控除対象者認定の取扱い

	施行令による定義	町長による判断基準
障 害 者	<p>所得税法施行令第10条第1項第7号 (町長がその障害の程度により第1号又は第3号に掲げる者に準ずる として認定を受けた者)</p> <p>知的障害者(療育手帳の表示がB又はCの者) 同条第1項第1号に掲げる者 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童 童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精 神保健指定医の判定により知的障害者とされた者</p> <p>身体障害者(障害の程度が3級以下の者) 同条第1項第1号に掲げる者 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者</p>	<p>町長による判断基準</p> <p>① 要介護認定が、概ね要介護1から3の者 ② 認知症高齢者の日常生活自立度により、概ね「Ⅱ」から「Ⅲb」 程度の者</p> <p>① 要介護認定が、概ね要介護1から3の者 ② 「身体障害者障害程度等級表一覽」により3級から6級に準ずる 者 ③ 障害高齢者の日常生活自立度により、概ね「A」程度の者</p>
特 別 障 害 者	<p>所得税法施行令第10条第2項第6号 (町長がその障害の程度により第1号又は第3号に掲げる者に準ずる として認定を受けた者)</p> <p>知的障害者(療育手帳の表示がAの者) 同条第2項第1号に掲げる者 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童 童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精 神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者</p> <p>身体障害者(障害の程度が1又は2級の者) 同条第2項第3号に掲げる者 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として 記載されている者</p>	<p>① 要介護認定が、概ね要介護4から5の者 ② 認知症高齢者の日常生活自立度により、概ね「Ⅳ」から「M」程 度の者</p> <p>① 要介護認定が、概ね要介護4から5の者 ② 「身体障害者障害程度等級表一覽」により1級又は2級に準ずる 者 ③ 障害高齢者の日常生活自立度により、概ね「B」又は「C」程度 の者</p>

※障害者控除対象者認定書の取扱いについては、他法(精神保健及び精神障害者福祉法、戦傷病者特別援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等)を優先する。

障害者控除対象者認定書

第 号
年 月 日

殿

東郷町長

下記の者を、所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 10 条及び地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 7 条又は第 7 条の 15 の 11 に定める障害者・特別障害者として認定する。

申請者	住 所		氏 名	
対象者	住 所		性 別	男 ・ 女
	氏 名		生年月日	年 月 日
障害理由	障害者	(1) 知的障害者（軽度・中度） に準ず。	(2) 身体障害者（3 級～6 級） に準ず。	
	特 別 障害者	(1) 知的障害者（重度） に準ず。	(2) 身体障害者（1 級、2 級） に準ず。	
		(3) 寝たきり老人		
備考欄				

- 注 1 過去に遡及して認定する必要がある場合は、備考欄に認定年月日を記載する。
 2 申請者は対象者の障害事由の変更・消滅が生じた場合は、すみやかに町長にその旨を報告しなければならない。

高額医療・高額介護合算制度の申請を受け付けます

医療費と介護サービス費の両方に負担がある方は、申請によりその負担が軽減される場合があります。

橋本節子さんが功労者表彰及び三十年勤続表彰を受賞しました

十一月二十一日(木)～二十二日(金)、和歌山市で開催された第五十四回全国



スポーツ推進委員研究協議会和歌山大会において、スポーツ推進委員の橋本節子さんが功労者表彰及び三十年勤続表彰の二つの表彰を受けられました。長年にわたり、スポーツ推進委員として活躍された功績が認められたものです。

井上郁子さんが経済産業大臣表彰を受賞しました



十一月二十五日(月)、ウイールあいちにおいて、統計調査員の井上郁子さんが経済産業大臣表彰を受賞されました。長年にわたり、統計調査に従事した功績が認められたものです。

〔豊山町国民健康保険または愛知県後期高齢者医療制度に加入されている場合〕

●申請できる方

一年間(平成二十四年八月一日～平成二十五年七月三十一日)に医療保険と介護保険の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が自己負担限度額を超える世帯の方。ただし、異なる医療保険の合算はできません。

●自己負担の限度額

加入されている医療制度や年齢などによって変わります。詳しくはお問合せください。

●申請方法

支給対象となる方へ、十二月中旬にご案内を郵送しました。役場一階住民課の窓口でお手続きください。

なお、他市町村へ転出または転入された方、加入の保険が変わられた方については、案内できていない場合があります。お心当たりのある方はお問合せください。

【その他の健康保険に加入されている場合】

自己負担の限度額や申請方法など、詳しくは保険証に記載されている窓口にお問合せください。

▼問合せ 住民課国民健康保険・医療係 ☎28・0917 福祉課高齢者・介護係 ☎28・0100

就学通知を送付します

四月から小学生になるお子さまがいる世帯に、入学する小学校を指定した就学通知書を一月に送付します。

通知書が届かない場合や、外国籍で入学を希望し申請していない方、転居予定の方はお問合せください。

▼対象 平成十九年四月二日～二十年四月一日生まれのお子さま ▼問合せ 学校教育課学校教育係 ☎28・2211

確定申告時の障害者控除とおむつ代の医療費控除について確認ください

対象となる方は、確定申告の際に、必要書類を提出してください。

各種控除を受けることができます。

【所得税・住民税の障害者控除】

六十五歳以上で、要介護一～三の方は障害者控除が、要介護四～五の方は特別障害者控除が受けられます。

確定申告の際に、障害者控除対象者認定書を添付してください。対象となる方には、一月上旬に認定書を送付します。なお、認定書は平成二十五年中の申告に限り有効です。

身体障害者手帳をお持ちの方は、申告の際に提示していただくと控除を受けられます。

【おむつ代の医療費控除】

要介護認定を受けている方などは、

ファミリー・サポート・センター交流会を開催します

ファミリー・サポート・センターは、子育てでお互いに助け合う活動を支援しています。今回は、音楽を使って表現力を養う「リトミック」を用いた交流会を開催します。お子さまと一緒に参加できます。

▶とき 1月18日(土) 午前10時～正午 ▶ところ 総合福祉センター南館ひまわり・プラザ ▶定員 20名(先着順) ▶対象 現在子育て中の方、子育てに興味のある方 ▶講師 鈴木恵利子氏 ▶申込み・問合せ ファミリー・サポート・センター ☎39・0060 福祉課福祉・少子係 ☎28・0912

次の書類を提出すればおむつ代の医療費控除を受けることができます。

●初めて控除を受ける場合

①おむつ使用証明書(医師発行)

②おむつ代領収書

●二回目以降の場合

①おむつ代に係る医療費控除証明のための確認書(町発行)

②おむつ代領収書

なお、寝たきり状態にあること、尿失禁の発生の可能性があることが平成二十五年要介護認定審査会資料から確認できない場合は、町から確認書を発行できません。初めて控除を受ける場合と同様、おむつ使用証明書の発行を医師へ依頼してください。

▼問合せ 福祉課高齢者・介護係 ☎28・0100

平成 年 月 日

障害者控除対象者認定書

扶桑町長 江戸 満

下記の者を、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条及び
 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の
 11に定める 障害者 として認定する。
 特別障害者

申請者	住所	氏名	
対象者	住所	性別	
	氏名	生年月日	
障害理由	障害者	(1) 知的障害者（軽度・中度）に準ず。	(2) 身体障害者（3級～6級）に準ず。
	特別障害者	(1) 知的障害者（重度）に準ず。	(2) 身体障害者（1級～2級）に準ず。
		(3) ねたきり老人	
備考	この認定の判定基準日は、平成 年12月31日です。		

要介護認定者に対する障害者控除対象者認定書の交付について

所得税法や地方税法では、本人や配偶者その他の扶養親族が、介護保険における要介護認定状況により障害者控除対象者と認められる場合、税務申告において一定金額を所得から差し引くことができます。税務申告が必要な場合には本書を利用して下さい。（※障害者手帳の交付とは関係ありません。）

障害者控除対象者認定基準

65歳以上の要介護認定者のうち、

① 要支援2以上の者で、

- ・主治医意見書又は認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度」がA以上の者（身体障害3級から6級に準ずる者）
又は
- ・主治医意見書又は認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の者（知的障害軽度・中度に準ずる者）

障害者控除

② 要介護4以上の者で、

- ・主治医意見書又は認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度」がB以上の者（身体障害1級・2級に準ずる者）
又は
- ・主治医意見書又は認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅣ以上の者（知的障害重度に準ずる者）

特別障害者控除

※要支援2から要介護3の者で、主治医意見書及び認定調査票の自立度がともに特別障害者控除の基準を満たす場合は、特別障害者控除として認定します。

【お問い合わせ】

扶桑町役場 介護健康課 介護保険担当 電話 0587-93-1111（内線 234）

シニア向け情報

要介護認定高齢者の方へ 「障害者控除対象者認定書」を交付しています

本人または扶養を受けている方が障害者である場合、確定申告などにより所得税や町民税・県民税の所得控除を受けることができます。

また、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けていない方で、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている場合は、障害者控除の対象となります。

町では、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、

認定基準日に次のすべての要件を満たす方に対し、申請により確定申告時に必要となる「障害者控除対象者認定書」を発行します。

- 対象**
- ・ 65歳以上の方で、要介護1から5のいずれかの認定を受けている方
 - ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳の交付を受けていない方
 - ・ 介護保険の認定調査票での日常生活自立度の判定が、一定基準(下表)である方
- 申請に必要なもの**
- ・ 印鑑
 - ・ 申請者の身分を証明するもの

認定基準日

所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有効である要介護認定時の認定調査票をもとに認定します。

※対象の方が年の途中で死亡された場合は、その死亡日を基準日とします。

問合せ先 役場 民生課
内線115

◎特別障害者控除対象者・障害者控除対象者認定基準表

障害者	認定基準
(1) 知的障害者(軽度・中度)に準ずるもの	要介護1、要介護2または要介護3かつ認知症高齢者自立度IIa以上の方
(2) 身体障害者(3~6級)に準ずるもの	要介護1、要介護2または要介護3かつ障害高齢者自立度A以上の方
特別障害者	認定基準
(1) 知的障害者(重度)に準ずるもの	要介護4または要介護5かつ認知症高齢者自立度IIIa以上の方
(2) 身体障害者(1~2級)に準ずるもの	要介護4または要介護5かつ障害高齢者自立度B以上の方
(3) 寝たきり老人	要介護4または要介護5かつ障害高齢者自立度Cの状態が6カ月以上継続する方

(注) 障害高齢者自立度および認知症高齢者自立度は、原則として認定調査結果の日常生活自立度による

シルバー人材センター 新規入会説明会

とき 1月8・22日(水)午前10時から1時間程度

ところ 総合福祉センター 2階会議室

対象 町内在住の健康で働く意欲のある60歳以上の方

問合せ先 シルバー人材センター
☎(443)1680

シルバー人材センター 剪定会員募集

剪定作業に興味のある60歳以上の方を募集します。

問合せ先 シルバー人材センター
☎(443)1680

障害者控除用認定証について

65歳以上の方については、障害者手帳などをお持ちでない場合でも、お身体の状況によっては、税の申告における障害者控除・特別障害者控除対象者に該当する場合があります。

障害者控除対象者認定書の発行を希望される場合は、申請をしてください。

対象者本人またはその扶養者が非課税で申告の必要がない場合は、申請する必要はありません。

※所得税申告の対象となる年の12月31日（基準日）での判定となるため、基準日に有効である要介護認定結果の「主治医意見書」をもとに認定します（ただし、対象の方が年の途中で死亡された場合は、その死亡日を基準日とします）。

※障害者手帳をお持ちの方は、確定申告時に障害者手帳を提示すれば控除が受けられますので、改めて当認定証を取得していただく必要はありません。ただし、障害者手帳3～6級をお持ちの方については、特別障害者控除が認められる場合がありますのでご相談ください。

申請に必要な物：対象者のかたの介護保険被保険者証
申請者のかたの印鑑（朱肉で押す印鑑）

申請の時期：平成27年1月5日（月）以降

蟹江町役場 高齢介護課
電話 95-1111

高額介護サービス費の支給

●問い合わせ
 知多北部広域連合 事業課
 ☎052-689-2263

要介護者などが1か月間に受けた介護保険サービスの利用者負担額が下表の上限額を超えた場合には、高額介護サービス費として知多北部広域連合から払い戻しがあります。

対象となる利用者負担額は、介護サービス費用の1割負担に限られます（福祉用具購入費・住宅改修費の1割負担、食費・居住費、日常生活費などは対象外）。

高額介護サービス費の支給対象となる可能性がある方に

利用者負担額の上限額

区分	世帯および個人 の上限額
生活保護受給者などの方	15,000円
世帯全員が市町村民税非課税であって、下記①または②の方 ①老齢福祉年金受給者 ②合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	(世帯) 24,600円 (個人) 15,000円
世帯全員が市町村民税非課税で上記以外の方	24,600円
市町村民税課税世帯の方	37,200円

※世帯内に複数の利用者がある場合は利用者負担額を合算

は、知多北部広域連合から「高額介護（介護予防）サービス費給付のお知らせ」が送付されますので、同封の申請書を申請窓口にて提出してください。

また、高額介護サービス費は利用者負担額を支払ってから2年で時効となり、申請できなくなりますので注意してください。

●申請手続きの注意
 同一世帯で複数の方が介護保険のサービスを利用している場合は、世帯内の利用者全

員の申請が必要になりますので、利用者全員分の申請書を提出してください。ただし、すでに世帯の一部の利用者が受給している場合は、新たに対象となる方のみ申請書を提出してください（すでに受給している方は申請不要）。また、申請は初回のみで2回目以降は不要です。詳細は問い合わせ先へ

●申請窓口
 福祉課 内線124

確定申告控除

要介護認定者の所得税などの障害者控除

所得税と町県民税の障害者控除は、身体障害者手帳などを所持している方以外に、次に該当する方も受けられます。「障害者控除対象者認定書」を発行しますので福祉課へ申請してください。

●対象

平成25年12月31日現在、満65才以上の方

1. 普通障害者

要介護1以上と認定された方

2. 特別障害者

介護保険の要介護度が3以上の方のうち、次のどちらかに該当する方

①申告対象年の12月31日からさかのぼって6か月以上寝たきりの状態が続いている、要介護認定の際に提出された主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がB1、B2、C1、C2の方

②要介護認定の際に提出された主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がB1、B2、C1、C2のいずれかであり、「尿失禁の発生可能性」の記載が「あり」の方

●問い合わせ
 福祉課 内線124

れた主治医意見書の「認定症高齢者の日常生活自立度」がIVかMの方

おむつに係る医療費控除
 おおむね6か月以上寝たきり状態で、医師からおむつの使用が必要と認められた方のおむつ購入費は医療費控除の対象となるため、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

介護保険の要介護認定を受けており、次のいずれにも該当する方は、「おむつ使用証明書」に代わる証明書を発行しますので、福祉課へ申請してください。（無料）

①おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降である方

おむつに係る医療費控除

介護保険の要介護認定を受けており、次のいずれにも該当する方は、「おむつ使用証明書」に代わる証明書を発行しますので、福祉課へ申請してください。（無料）

①おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降である方

②要介護認定のために提出された主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がB1、B2、C1、C2のいずれかであり、「尿失禁の発生可能性」の記載が「あり」の方

●問い合わせ
 福祉課 内線124

れた主治医意見書の「認定症高齢者の日常生活自立度」がIVかMの方

おむつに係る医療費控除
 おおむね6か月以上寝たきり状態で、医師からおむつの使用が必要と認められた方のおむつ購入費は医療費控除の対象となるため、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

介護保険の要介護認定を受けており、次のいずれにも該当する方は、「おむつ使用証明書」に代わる証明書を発行しますので、福祉課へ申請してください。（無料）

①おむつ代に係る医療費控除を受けるのが2年目以降である方

②要介護認定のために提出された主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がB1、B2、C1、C2のいずれかであり、「尿失禁の発生可能性」の記載が「あり」の方

●問い合わせ
 福祉課 内線124

れた主治医意見書の「認定症高齢者の日常生活自立度」がIVかMの方